

令和6年度

志免町教育委員会の権限に属する事務の
管理及び執行の状況の点検及び評価報告書

(令和5年度分)

令和6年

志免町教育委員会

目 次

第1章 点検及び評価の概要	1
第1 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施について	1
第2 点検及び評価の実施方針について	1
1 点検及び評価の目的	
2 点検及び評価の対象	
3 点検及び評価の実施方法	
第2章 点検及び評価の結果	1
第1 志免町教育委員会の活動状況について	1
1 教育委員会の概要	
2 教育委員会の主な活動実績	
3 活動の評価	
第2 志免町教育委員会の重点目標及び令和5年度主要施策の推進状況について	2
学校教育主要施策	
施策1～施策3 確かな学力、体力の向上を図る教育の推進	3
施策4～施策7 豊かな心を育てる教育の推進	10
施策8 学校・家庭・地域の連携・協働の推進	16
施策10～施策12 社会にはばたく力を育成する教育の推進	17
施策13～施策16 安全で快適な教育環境の整備推進	23
社会教育主要施策	
施策9 学校・家庭・地域の連携・協働の推進	30
施策17 地域活動の支援	31
施策18～施策19 スポーツ・文化活動の推進	32
施策20 ふるさと意識の向上	34
施策21 人権教育・人権啓発の推進	35
第3章 学識関係者意見	37

第1章 点検及び評価の概要

第1 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施について

平成26年6月に公布された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条に「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等」が規定されています。

この規定により、すべての教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表することが義務付けられています。また、点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し、学識経験を有する者の知見の活用を図るものとしてとされています。

第2 点検及び評価の実施方針について

1 点検及び評価の目的

(1) 志免町教育委員会は、毎年、主要な施策や事務事業の取組状況について点検及び評価を行い、課題や取組の方向性を明らかにすることにより、効果的な教育行政の一層の推進を図ります。

(2) 点検及び評価の結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表することにより、町民への説明責任を果たし、町民に信頼される教育行政を推進します。

2 点検及び評価の対象

「第2期志免町教育振興基本計画」に掲げられた施策の指標について点検評価を行います。

3 点検及び評価の実施方法

(1) 点検及び評価は、前年度の施策・事業の進捗状況を総括するとともに、課題や今後の取組の方向性を示すものとし、毎年1回実施します。

(2) 施策・事業の進捗状況等を取りまとめ、学識経験者の意見を聴取した上で、教育委員会において点検及び評価を行います。なお、意見書については、学校教育に造詣の深い学識経験者にお願いします。

(3) 教育委員会において、点検及び評価を行った後、その結果を取りまとめた報告書を志免町議会に提出します。また、報告書は志免町のホームページ等を活用して公表するものとします。

第2章 点検及び評価の結果

第1 志免町教育委員会の活動状況について

1 教育委員会の概要

平成28年4月1日から新「教育長」に移行しており、志免町教育委員会は、志免町長が志免町議会の同意を得て任命した教育長と4名の委員により組織される合議制の執行機関であり、その権限に属する教育に関する事務を管理執行しています。

教育長の任期は3年、委員の任期は4年です。また、教育委員のうちから教育長職務代理者が置かれます。

【委員名簿】

令和6年3月31日現在

職 名	氏 名	備 考
教 育 長	金 子 眞 恵	
教育長職務代理者	執 行 喜 砂 雄	元小学校長
委 員	牟 田 口 朱 美	元 PTA 役員
委 員	藤 原 愁 子	元 PTA 役員
委 員	立 花 栄 樹	保 護 者

2 教育委員会の主な活動実績**(1) 教育委員会会議の実績**

教育委員会会議は原則として毎月定例会を開催し、必要に応じて臨時会を開催しています。令和5年度は、定例会9回・臨時会7回開催し、議案20件、報告事項148件、協議事項9件について審議等を行いました。

(2) 学校訪問等

町内各学校の学校訪問を延べ6回行い、校内の視察や学校関係者との懇談等を行いました。また、運動会や体育会などの視察、入学式や卒業式などの式典でのあいさつを行っています。

3 活動の評価**(1) 教育委員会会議について**

教育委員会会議の開催については、定例会の他に臨時会を積極的に開催し、適時、活発な議論を行いました。会議の議題については、事務局から事前に提案された原案について町民の視点に立った協議を行うことに留意しました。

総合教育会議では、部活動の地域移行や教職員の働き方改革などについて協議し、町長と意思疎通と連携を図りました。

今後、教育委員会としてより一層責任ある意思決定が行えるよう、教育施策などの特に重要な案件については、施策の改善点や町民の要望等を明確に示し、よりよい改善が図られるようにします。

(2) 学校訪問等

学校訪問のほか、学校や地域行事等への積極的な出席に努め、各学校や地域の実態を把握し、関係者との懇談や情報交換を行い、志免町の実情に応じた施策が展開できるよう情報収集に努めました。

今後も、町民の意向を反映した教育行政を展開するために、学校現場や地域社会の実態を把握し、関係者との意見交換にこれまで以上に努めることとし、学校訪問時には、各学校へ適切に指導助言ができるようにしていきます。

第2 志免町教育委員会の重点目標及び令和5年度主要施策の推進状況について

志免町教育委員会は、志免町教育行政の基本となる「志免町の教育の基本目標」を掲げています。この基本目標を受け、志免町の教育の目標を「夢や志をもち、ふるさと志免を拓く人づくり」と掲げ、目標達成のための9つの基本施策の柱のもと、毎年度「学校教育主要施策」と「社会教育主要施策」をまとめ、志免町立小中学校に周知しています。

志免町の教育の基本目標

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"> 1 “ひと”と“まち”がにぎわい魅力あふれるまち(人づくりと地域づくり) 2 子どもの笑顔があふれるまち【子ども】 |
|--|

志免町の教育の目標

夢や志をもち、ふるさと志免を拓く人づくり

学校教育主要施策

1. 確かな学力、体力の向上を図る教育の推進

(1) 確かな学力向上

<施策1> 「授業づくり」「集団づくり」「習慣づくり」の推進

施策の方向性

- ◆ 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善、基礎学力の向上に取り組み、知識・技能及び思考力・判断力・表現力等の確かな学力の育成を目指します。
- ◆ 志免町学力向上プランの3つの柱（「授業づくり」「集団づくり」「習慣づくり」）に基づき、各学校の指導体制や指導方法の改善を進め、確かな学力を育成する基盤づくりに取り組みます。

主な取組

- 志免町学力向上プランの策定と取組の推進
 - ・全国学力・学習状況調査、福岡県学力調査から明らかになった課題をもとに「授業づくり」「集団づくり」「習慣づくり」の視点で毎年度、志免町学力向上プランを策定します。
- 研究指定事業の委嘱（「授業づくり」）
 - ・志免東中学校に福岡県学力向上推進拠点校指定事業（R2～R4）、志免中学校に福岡県英語教育重点市町村指定事業（R2～R4）を委嘱し、授業・組織運営・人材育成の一体的改善を図るとともに、町全体で研究成果を共有し、各校の校内研究や授業研修の活性化と深化を図ります。
- 町教育委員会主催の学校訪問の実施（「授業づくり」）
 - ・年1回（11月）、町教育振興基本計画に基づき、各学校の教育活動について指導・助言を行い、特色ある教育課程の編成と推進を図ります。
- 町学力向上検証委員会の実施（「授業づくり」）
 - ・年2回（9月・2月）に町学力向上検証委員会を実施し、学力向上の取組の実践発表・交流を通して、各校の学力向上プランや学力向上検証改善ロードマップの活用の充実を図ります。
- 各校の主題研究に基づく研修支援（「授業づくり」）
 - ・指導主事の日常的な学校訪問や各校の主題研究の支援を通して教師の授業力の向上を図るとともに、各校の校内研修体制の充実を図ります。
- 町で統一した学力調査の実施（「授業づくり」）
 - ・小中学校において、学力向上の取組の検証のために学力調査を実施し、調査結果をもとに日々の授業における課題を分析し授業改善を図るとともに、個に応じた指導や補充学習等による支援の充実を図ります。
- 少人数学習対応支援員（学級補助員）の配置（「授業づくり」）
 - ・小学校に少人数学習対応支援員（学級補助員）を配置し、算数を中心として習熟の程度に応じた少人数学習の充実を図ります。
- 小中連携の推進（「集団づくり」）
 - ・小学6年生の中学校体験授業や、小学6年生と中学1年生の絆づくりの交流を通して、小中の接続を円滑にしながら、義務教育9年間をひとまとまりと考えた教育活動を展開します。
- 楽しい学校生活を送るためのアンケートQ-Uの活用（「集団づくり」）
 - ・学級集団の状況を複数の教職員で客観的に分析し、児童生徒への理解を深め、指導の手立てを明らかにしていくことで安心して学べる学級集団づくりに努めます。
- 地域の教育資源を活用した教育活動の推進（「授業づくり」）
 - ・小学校中学年社会科学学習において、社会科学副読本を活用し、志免町に根ざした学習の充実を図ります。

○ 家庭学習の習慣化（「習慣づくり」）

- ・学力向上のために家庭で取り組むことを示した「家庭学習の仕方」を保護者に配付し、家庭と連携しながら家庭学習の充実を目指します。

○ 学習規律の定着の推進（「習慣づくり」）

- ・落ち着いた雰囲気の中で児童生徒が学習に集中することができるように、学びの基盤となる学習規律を同一中学校区の小学校や小中学校間で共通理解、共通実践を図ります。

指 標

指 標	指標の概要	R 4 年度	目標値 (R 7 年度)	結果 (R 5 年度)
標準化得点※ ¹ (授業づくり)	全国学力・学習状況調査における標準化得点の教科ごとの 平均値 対象：小6、中3	小：国語 97.8 算数 98.0 中：国語 101.0 数学 97.2	小：国語 110 算数 110 中：国語 105 数学 105	小：国語 104.2 算数 101.0 中：国語 105.7 数学 106.6
Q-U※ ² (集団づくり)	Q-Uにおいて、学校生活意欲※ ⁴ が小学校 28 (小3は29) ポイント以上、中学校 73 ポイ ント以上の児童生徒の割合 対象：小3以上	小：82% 中：80%	小：80% 中：80%	「やる気」 中・高80%以上 小：91.7% 中：90.7%
計画的学習 習慣 (習慣づくり)	全国学力・学習状況調査にお いて「家で、自分で計画的に 勉強する」と回答した児童生 徒の割合 対象：小6、中3	小：67.5% 中：54.4%	全国平均値以上 (R5) 小：70.7 % 中：55.0 %	小：66.7% 中：46.7%
検証改善ロー ドマップ※ ³ 活用度	学力向上プランを基にした検 証改善ロードマップの活用率	100%	100%	100%

【今後の取組の方向性】

授業づくりにおいては、小学校、中学校共に令和4年度の結果を大きく上回りました。令和2～4年度の学力向上の事業を志免東中学校で受け、日常の授業改善に努めました。引き続き、令和5年度には、志免中学校においてもふくおか学力アップ推進事業として、日常の授業改善を図りました。そういった授業改善により、中学校は令和3年度より年々、標準化得点が上昇しており、令和5年度には令和7年度の目標値を超えることができています。また、小学校においては、近年、低下傾向にあったのですが、学力層に応じた課題分析を行い、少人数指導を充実させました。特に課題のある算数科で少人数担当のみならず、低学年教職員が高学年を共に指導する時間を設けるなどを行っています。そして、年間を通じて個に応じた指導を丁寧に行ったことが上昇につながったと考えます。こういった取組については、志免町学力向上検証委員会にて小中学校で交流をし、よさを取り入れ合っています。

集団づくりにおいては、令和5年度より、Q-UテストをWEB-QUに変更しました。このテストはWEBになっただけではなく、調査結果も細やかに分析されるようになりました。児童生徒一人一人の特徴の把握や人間関係分析によりその結果を生かした学級づくりができます。令和6年度にはWEB-QUの作成者である早稲田大学の河村茂雄教授を講師として招聘した志免町教職員全員研修会を行う予定です。

また、コロナ禍を経て、各学校で様々な行事が復活しました。運動会や体育会、文化発表会等を生かした自治活動や異学年交流における児童生徒による主体的な集団づくりが充実しました。さらには、義務教育9年間を一まとまりとした教育活動をするために、小中連携の推進による集団づくりも行っています。令和5年度は、小学校高学年が中学生と交流をしたり、中学校の授業を体験したりしました。そうすることで中学入学への不安を低減させています。

習慣づくりにおいては、指標として「家で、自分で計画的に勉強する」と回答した割合としておりま

すが、小中学校ともに、令和4年度の結果及び全国平均値を下回りました。各学校では、年間に家庭学習週間を定期的に設け、児童生徒の習慣化を目指すと同時に、保護者へ環境整備の依頼もしました。家庭学習のねらいは、「自己マネジメント力」の育成です。大人から与えられた指示や環境から始まりますが、いずれは自分で勉強する力を身に付けるようにします。令和5年度の「家庭学習週間」では中学校区の小中学校で同時期に行うことで、家庭・学校が一体となってその向上を目指すことができています。また、令和6年度は、両中学校共に、生徒のマネジメント力を向上させる「自主計画ノート」を作成し、学校と家庭の学習をつなぐ仕組みを整えています。

学習規律においては、各学校に中学校区で統一した「学びの基盤」が設定されており、小中学校で差異のない学び方に安心し、学びそのものに主体的になれるような小中連携も引き続き推奨して参ります。

以上のように、テストの点数を上げることのみを目的とせず、非認知的能力の下支えによることや、教師主導を脱却し児童生徒を主役とした、児童生徒主体の授業へと転換していくことが求められています。令和6年度は、学力向上コーディネーターを中心として学力向上検証改善ロードマップを生かした、学力を広義に捉えた計画性のある学力向上を推進していきます。

注解

- ※1：標準化得点とは、(本町の正答数) / (全国の正答数) ×100 で算出される。
- ※2：Q-Uとは、QUESTIONNAIRE—UTILITIES(楽しい学校生活を送るためのアンケート)の略。学級集団の状態や、子ども一人一人の意欲・満足感などを測定できる。
- ※3：検証改善ロードマップとは、学力向上に向けた検証改善サイクルを効果的に活用できるようにした年間計画
- ※4：令和5年度からQ-UをWEB-QUに変更した。Q-Uの指標であった「学校生活意欲」項目がWEB-QUでは「やる気」項目に変更になったため、令和5年度以降の指標は「やる気の中・高の割合が80%以上」としている。

1. 確かな学力、体力の向上を図る教育の推進

(2) 運動・スポーツ機会の充実

<施策2>小中学生の体力向上

施策の方向性

- ◆ 児童生徒が運動やスポーツをする機会を充実させ、体を動かす習慣づくりに取り組みます。
- ◆ オリンピック、パラリンピック等を契機とした運動・スポーツへの関心を向上させます。

主な取組

- **体力向上に関する事業の推進**
 - ・各学校で計画的かつ継続的に「1校1取組」運動に取り組むとともに、体育・保健体育の授業の充実・改善を図ります。
 - ・全国体力・運動能力、運動習慣等調査を実施し、体育学習や運動部活動の充実に活かしながら、児童生徒の体力向上を図ります。
- **学校と家庭、地域が連携した運動・スポーツの推進**
 - ・各学校での体力テストや体育授業の充実のために、スポーツ推進委員を積極的に活用します。
 - ・部活動の専門的な技術指導を行う体制の整備を図るために、保護者や地域住民の協力を得ながら中学校に部活動指導員の配置に努めます。
 - ・保護者や地域住民の協力を得ながら、地域（区）における児童生徒を対象としたスポーツ活動を積極的に推進します。
- **オリンピック・パラリンピック等を契機とした運動・スポーツへの関心を高める取組の推進**
 - ・スポーツまたはスポーツマンシップが、チャレンジや努力を尊ぶ態度、ルールの尊重やフェアプレーの精神、他者の尊重や自己実現、健康増進等にもたらす効果を学び、スポーツをしようとする機運や体を動かすことへの自発的な関心の向上につなげます。

指 標

指 標	指標の概要	R4年度	目標値 (R7年度)	結果 (R5年度)
T得点 (小・中学生 の体力)	全国体力・運動能力、運動習慣等調査 ^{*1} における体力のT得点 ^{*2} 対象：小5男女、中2男女	小男：47.5 小女：46.8 中男：52.4 中女：49.8	50	小男：50.2 小女：48.9 中男：52.0 中女：50.6
小・中学生の 運動習慣の定 着度	福岡県児童生徒体力・運動能力調査 における学校の体育の授業以外で、 週3日以上運動やスポーツをする児 童生徒の割合 対象：全学年	47.0%	65%	50.8%

【今後の取組の方向性】

令和5年度の調査では、T得点において、小学校男子、中学校男女が目標値を上回りました。運動習慣の定着度についても、目標値には及びませんでした。令和4年度を上回りました。コロナ禍を経て、体育の授業で友達と共に運動する機会が増えたり、外遊びができたりし、児童生徒の楽しく運動をする機会が増加したことが要因と考えます。小学校女子は、目標値には及ばなかったものの令和4年度を上回っていることから同様の要因といえます。

他の要因としては、1つは、ICTを活用した授業の振り返りを行い、児童生徒自身が自分の運動している姿を客観的に捉えることができるようになったことがあります。自己解決や他者からの指導

の意味理解などにつながり、それによる運動能力の向上に生かされています。

また、1つは、小中学校共に、1校1取組に力を入れ、大縄跳びや外遊びなどを年間計画に位置付け、学校全体で運動の機会を保障したことがあります。

今後は、中学校においては体育の授業だけでなく、部活動や体育的行事等の特別活動を生かした学校教育全体での体力向上を図っていきます。小学校においては、スポーツ推進委員を活用し、児童自身の体力がどれくらいなのか、どうすれば向上するのかということをも自分事にして向上が図れるような授業づくりをして参ります。さらに、小中学校ともに、家庭における運動の啓発や令和6年度は世界規模のスポーツの祭典としてオリンピック・パラリンピックが実施される年であることを契機としてスポーツやその楽しさへの関心を高めるような取組を行います。

注解

- ※1 全国体力・運動能力、運動習慣等調査の実施項目は、握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、持久走、20mシャトルラン、50m走、立ち幅とび、ハンドボール投げの9種目
- ※2 T得点とは、全国平均値に対する相対的な位置を示し、単位や標準偏差が異なる調査結果を比較する値であり、平均値50点、標準偏差10点の標準得点。「 $T得点 = 50 + 10 \times (\text{調査結果} - \text{平均値}) / \text{標準偏差}$ 」

1. 確かな学力、体力の向上を図る教育の推進

(3) 健やかな体の育成

<施策3>健康教育の充実

施策の方向性

- ◆ 児童生徒に食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身に付けさせるために、食に関する指導の充実を図るとともに、家庭や地域と連携・協働した取組を推進します。
- ◆ 性や心の健康に関する正しい知識の普及・啓発及び児童生徒の不安や悩みの解決を図るために、学校、家庭、医療機関等との連携を推進します。
- ◆ 家庭・関係機関等との連携により、新型コロナウイルス感染症対策を推進します。

主な取組

- 食に関する指導の充実
 - ・給食主任や栄養教諭、学校栄養職員を中心に、食に関する指導の充実を図ります。
 - ・児童生徒が給食を通して食生活に関する基本的習慣やマナー、栄養に関する知識を身に付け、健康的な食生活を送ることができるように指導の充実を図ります。
- 学校と家庭、地域が連携した運動の推進
 - ・福岡県PTA連合会の“新”家庭教育宣言や学校通信を通じて「早寝・早起き・朝ごはん」運動の推進に努めます。
 - ・手作りMY弁当の日を通して、食べ物や生産者等への感謝の心を養います。
- 新型コロナウイルス感染症対策の推進
 - ・学校における児童生徒の健康観察を確実にし、手洗い・マスク着用を徹底します。
 - ・家庭と連携して児童生徒の健康状態について把握し、児童生徒の感染からの抵抗力を高めるために十分な睡眠、適度な運動、バランスの取れた食事の摂取を啓発します。
 - ・学校における密閉・密集・密接の回避、教室の消毒など感染症対策を講じます。

指 標

指 標	指標の概要	R 4 年度	目標値 (R 7 年度)	結果 (R 5 年度)
朝食摂取の割合	全国学力・学習状況調査において、「朝食を毎日食べている」と回答している児童生徒の割合 対象：小6、中3	小：91.3% 中：91.0%	全国平均値以上 (R 5) 小：93.9% 中：91.2%	小：90.6% 中：92.8%

【今後の取組の方向性】

令和5年度の朝食摂取の割合は、令和4年度と比べ、小学校が若干下回り、中学校が上回りました。大きな変化としてはあまりないのですが、高い数値を維持しているのは、コロナ禍を経て、給食の時間のもち方の工夫ができるようになり、給食委員や生徒会の取組として関心を高める催しができるようになったことによる成果といえます。志免東中学校においては、ランチルームの使用を再開し、食事の基本的習慣やマナーや食の知識を身に付けるのにふさわしい環境を整えることができました。

食に関しては、家庭の協力や理解が欠かせません。手作りMY弁当の日を年に2回以上設定してそれを契機に食への関心を高めたり、「早寝・早起き・朝ごはん」に取り組む期間を各校で設けたりしています。

ただ、健康に関しては食に限らず、スマホやゲーム依存防止やがん教育など家庭との連携が欠かせません。

今後は、児童生徒の健康への関心を高めるための栄養士や養護教諭の働きかけ、また給食の時間

を生かした食の楽しさや知識をもつ、更なる工夫をするとともに、年間に食を振り返る時間を位置付けるなど、児童生徒自身を客観的に捉える工夫をして参ります。また、保護者に対しても「保護者とともに学ぶ規範意識講座」などを活用した健康への関心を高める機会を多く設けて参ります。

2. 豊かな心を育てる教育の推進
(1) 道徳性を養う心の教育の充実
<施策4>道徳教育の充実

施策の方向性

- ◆ 道徳科の充実に向けて、体験活動や問題解決的な学習等を取り入れ、それらの活動等で学んだ内容の意義や人間としての生き方等について考え、議論するような授業の実現に努めます。
- ◆ いのちを大切に作る心、他人を思いやる心や公共のためになることを大切に作る心を身に付けることができるよう、教育活動全体を通じて、道徳性を養う心の教育の充実を図ります。
- ◆ 我が国とふるさと志免を愛する心や国際社会に貢献する心などを身に付けることができるよう、道徳科や各教科などの指導を推進します。

主な取組

- **体験活動と関連させた道徳科の指導**
 - ・道徳科と各教科・外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動における道徳教育、とりわけ体験活動との効果的な関連を位置づけたカリキュラム・マネジメントを通して、実感に基づく道徳教育を推進する中で道徳性を高めます。
- **道徳授業の保護者への公開**
 - ・保護者や地域住民を対象に道徳科の授業を公開し、他人を思いやる心、郷土を愛する心など心の教育に対する理解を図ります。
- **道徳授業に関する校内研修の実施**
 - ・道徳に関する校内研修を実施し、自分への信頼感や自信などの自尊感情を高め、生命尊重の精神や規範意識を育む道徳科の充実を図ります。

指 標

指 標	指標の概要	R 4 年度	目標値 (R 7 年度)	結果 (R 5 年度)
郷土を愛する意識	全国学力・学習状況調査において「地域や社会をよりよくするために何をすべきか考えることがある」※1 と回答している児童生徒の割合 対象：小6、中3	小：50.9% 中：29.2%	全国平均値以上 (R5) 小：76.8% 中：63.9%	小：76.1% 中：57.2%
自尊感情を有する割合	全国学力・学習状況調査において「自分にはよいところがある」と回答した児童生徒の割合 対象：小6、中3	小：77.9% 中：78.7%	全国平均値以上 (R5) 小：83.5% 中：80.0%	小：85.7% 中：80.7%

【今後の取組の方向性】

郷土を愛する意識の指標が、令和4年度までの問いから変わりました。そのため経年の差異については、述べられませんが、全国の平均値と比べてみますと、小学校は同等で中学校は下回っています。郷土愛については、道徳科の授業のみで身に付くものではありません。そのため、総合的な学習の時間や特別活動など他教科等とつながりをもたせ、体験的に道徳性を養うことが求められます。横断的なカリキュラム・マネジメントを通じた育成については学校により差がありました。令和5年度に志免西小学校で実施した生活科・総合的な学習の時間の研究発表の成果を、地域と共に生きる児童生徒の育成について志免町小中学校に広めて参ります。

次に、自尊感情を有する割合は、小中学校共に目標値と令和4年度の結果を上回りました。自尊感情

は、周りから認めてもらえていることを実感できたときに高まるといえます。この自尊感情が高いことは、日常の生活や生徒会活動、学級活動、委員会活動などの役割を果たしていく中で実感できていることがあるといえますが、道徳参観日などで保護者とともに自分自身や自分のよさについて考えることで自分の存在の大きさを実感できることも大きな要因といえます。

児童生徒の実感を伴う授業をするためには、児童生徒が主体的に考える道徳の授業づくりを学んだり、教材研究を学年全体で行ったりするなどの校内研修の充実が求められます。令和6年度は、志免町研修として、道徳科授業力向上研修会を設け、各校の校内研修を支援する予定です。

注解

※1 令和5年度より、全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙の質問項目が、「地域や社会をよりよくするために何をすべきか考えることがある」から、「地域や社会をよりよくするために何かしてみたいと思いますか」に変更。

2. 豊かな心を育てる教育の推進

(2) きめ細かな生徒指導の充実

<施策5> いじめ・不登校等への対応

施策の方向性

- ◆ 「志免町いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの防止、正確な認知等の取組を推進します。
- ◆ いじめ、不登校、暴力行為等の生徒指導上の諸問題の未然防止・早期発見・早期対応を図るために、一人一人に応じたきめ細かな指導や相談等が実施できるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置や地域との連携・協力などにより、学校が組織的に対応する取組を推進します。
- ◆ 町適応指導教室「ぐんぐん」において、様々な理由から登校できない児童生徒に学習を含めた様々な支援を行います。

主な取組

- **いじめ問題対策連絡協議会、いじめ問題専門委員会の設置**
 - ・年3回町いじめ問題対策連絡協議会を、また年1回町いじめ問題専門委員会を実施し、いじめ問題に関する対策と現状について学校、教育委員会、関係機関で情報交換します。
- **小中学校合同の生徒指導委員会の実施**
 - ・小中学校合同の町生徒指導委員会に、指導主事や教育相談員等を派遣し、いじめ・不登校を中心とする生徒指導上の諸問題の解決に向けた学校間の連携を図ります。
- **小中学校で一貫した非行防止や規範意識の醸成に関する指導の充実**
 - ・SNS等を介したいじめ等のトラブルの未然防止やインターネット等の適正な利用を推進するために、児童生徒が主体的にルール、マナーを学ぶ取組、情報モラル等を身に付けさせる指導の充実、家庭でのスマートフォンのルールづくりなどを推進します。
 - ・児童生徒の薬物乱用を防止するために、学校における体育科・保健体育科及び関連教科における学習指導をもとに、関係機関等と連携し、薬物乱用防止教室を開催します。
- **スクールソーシャルワーカー（SSW）の配置**
 - ・教育委員会の教育相談室にスクールソーシャルワーカーを配置し、児童生徒や保護者が生活の中で抱えている様々な問題（家庭生活、いじめ、不登校、虐待等）に対する教育相談体制の充実を図ります。
- **小中学校の校内生徒指導委員会等へのスクールソーシャルワーカー等の派遣**
 - ・各小中学校の生徒指導委員会等にスクールソーシャルワーカーを派遣し、生徒指導上の実態把握や教職員への支援を行い、生徒指導体制をサポートします。
- **学校生活に関するアンケートの実施**
 - ・いじめがどの程度起きているのかを定期的に把握し、いじめが起きにくくなるような取組を意図的・計画的に行い、その取組の成果を評価し改善するために、定期的にアンケートを実施します。
- **不登校対応支援員（学級補助員）の配置**
 - ・中学校の校内適応指導教室に不登校対応支援員（学級補助員）を配置し、学習等の支援や教室復帰に向けた取組の充実を図ります。
- **町適応指導教室「ぐんぐん」の設置**
 - ・様々な理由から学校に行けない町立小中学校に在籍している児童生徒に対して、教員免許所持者、大学生などが学習を含めた様々な支援を行います。

指 標

指 標	指標の概要	R 4 年度	目標値 (R 7 年度)	結果 (R 5 年度)
いじめの解消率	いじめの認知件数のうち解消※ ¹ した件数の割合	80.0%	全国平均値以上 (R 4) 77.1%	83.6%
不登校割合	不登校児童生徒の割合	小 : 2.8% 中 : 6.9%	全国平均値以下 (R 4) 小 : 1.7% 中 : 5.9%	小 : 2.9% 中 : 8.0%
不登校復帰率※ ²	不登校から継続して登校できるようになった児童生徒の割合	小 50.6% 中 62.7%	全国平均値以上 (R 4) 小 : 27.5% 中 : 27.0%	小 : 55.3% 中 : 66.7%

【今後の取組の方向性】

まず、いじめの解消率は、83.6%でした。目標値と令和4年度の結果を上回りました。いじめを認知した事案に対しては、早期対応をし、見守りも丁寧に行っています。令和5年度はいじめの認知率は12.4%で全国の5.3%よりも大きく上回り、小さいいじめに対しても見逃さない教職員の感性の高さが伺えます。認知したいじめを早期に解決に導くことで、解消率の高さを維持できていると考えます。また「解消した」と教職員が早く判断しすぎて誤った認識で思い込むことがないよう、3か月後にいじめの状況を改めて確認することについても徹底を図っています。今後も引き続き、「いじめの定義」を全教職員が理解して、小さいいじめも見逃さない体制を推進して参ります。

しかし、令和5年度は「いじめの重大事態」として認定した事案が1件ありました。「いじめ問題専門委員会」を開き、専門の方々からの指導を仰ぎ、対応に生かすことができました。今後、2度と起こさないために「いじめの定義」の認識の徹底や個を大切にしたい温かい学級経営、認知したいじめに対する迅速な初動対応に努めることを強化して参ります。

次に、不登校児童生徒の割合ですが、目標値と令和4年度の結果を上回りました。小学校は令和4年度と同等でしたが、中学校が増加した結果となりました。復帰率については、令和4年度の結果及び目標値を上回り、不登校割合は増えていますが、児童生徒の登校状況を改善させるための支援を各学校が尽力しているといえます。

不登校の対応については、その要因分析が肝要で、個に応じた支援につなげていくことを大切にしなければなりません。学校だけでその解消の方策を考えたり実行したりするのではなく、町のSSWや子育て支援課、適応指導教室ぐんぐん等関係機関と連携して家庭に寄り添った幅広い支援を進めて参ります。

さらに、令和6年度は小学校においても校内適応指導教室を設置し、学級で過ごすことに困難のある児童生徒の安心できる居場所とするよう各校で工夫をいたします。そして、町には不登校対応統括員を配置し、各校の取組への指導・助言やSSWと協力した家庭への支援を強化して参ります。

学校が児童生徒にとって「行きたくなる安心できる居場所」となるよう、教職員の人権感覚の育成や学級経営づくりを目指し、研修等の充実を図って参ります。

注解

※1 「いじめ解消」の定義は、加害行為がやんでいる状態が3か月継続し、被害者が心身の苦痛を感じていないこと。

いじめの解消率の算出は次の方法による。

(3月末までに解消したいじめの総件数/11月までに発生したいじめの総件数) × 100

※2 「復帰」は、国の調査では、「指導の結果登校する又はできるようになった」状態としている。各学校が個々の児童生徒の状況に応じて判断し、継続的に登校できるようになったと認めたものをいう。

2. 豊かな心を育てる教育の推進

(3) 体験活動の推進

<施策6>環境や福祉等に関する教育の充実

施策の方向性

- ◆ 発達の段階に応じて、総合的な学習の時間等において、児童生徒が体験を通じて環境について学ぶ生活体験や自然体験活動、勤労生産体験活動、社会奉仕体験活動等の多様な体験活動を促進します。
- ◆ 発達の段階に応じて、社会科、家庭科、道徳科等において、社会福祉についての理解を深める指導を行うとともに、思いやりの心、社会奉仕の精神などの育成を図ります。

主な取組

- 環境問題に関する教育の推進
 - ・自然体験、社会体験、生活体験など実体験を通じた様々な経験をする機会を設けることや、地域を教材とし、より実践的に実感をもって学ぶことを推進します。
- 福祉に関する教育の推進
 - ・発達の段階に応じて社会福祉やボランティア等についての理解を深める指導を行うとともに、思いやりの心、社会奉仕の精神等の育成を図ります

指 標

指 標	指標の概要	R 4 年度	目標値 (R 7 年度)	結果 (R 5 年度)
環境問題や福祉に関する教育の実施学校数	総合的な学習の時間等における、環境問題や福祉に関する学習の実施学校数	6校	6校	6校

【今後の取組の方向性】

令和5年度は、6校全てが総合的な学習の時間等における環境問題や福祉に関する学習を実施しました。総合的な学習の時間に計画的に位置づけ、充実した教育活動が行えたといえます。例えば、志免西小学校では令和5年度に生活科・総合的な学習の時間の研究発表会を開催し、そこでは、年間を意識した単元開発や地域人材（G T）を位置付けたカリキュラムを生かした授業を公開しました。コミュニティ・スクールの推進と併せて地域のひと・もの・ことを生かした体験活動ができました。授業内容としては、防災、環境などのテーマを設定し、それについて調べたことをまとめたり発信したりしました。他の小学校においても、障害、福祉、環境などに関する体験を中学年以上のカリキュラムに位置づけ、実施しました。

今後は、志免西小学校の発表を生かした地域のひと・もの・ことを生かすカリキュラム編成を全小中学校が参照し、それぞれの学校の特色に応じた教育課程を実施して参ります。また、そこには児童生徒が主体的になる探究活動を位置づけ、体験が自分事となり次の課題につながるような授業を仕組んで参ります。さらには、地域の方と共に行う防災教育の実現に向け、令和6年度は全ての学校で、まずは保護者との引き渡し訓練を実施し、家庭と共に防災について考える機会を設けます。

2. 豊かな心を育てる教育の推進

(4) 読書活動の推進

<施策7>子どもの読書活動の充実

施策の方向性

- ◆ 読書に親しむことを通じて豊かな感性や想像力を育むため、「志免町子ども読書活動推進計画」に基づき、家庭や地域における子どもの読書活動や学校全体での日常的な読書活動を促進します。
- ◆ P T Aを通じた保護者への読書活動に対する理解促進や、ボランティア団体との連携促進等により、学校・家庭・地域・民間による子どもの読書活動を推進します。

主な取組

○ 子どもの読書活動の推進

- ・ 志免町子ども読書活動推進計画に基づき、子どもの読書活動を促進します。
- ・ 町立図書館を拠点館として学校図書館との人的ネットワーク化を図り、情報や図書の交流など町と学校が一体となった読書活動を推進します。
- ・ 小中学生全員に「読書通帳」を配付し、町立図書館で借りた本の履歴を目に見える形にすることで、読書意欲を促進します。
- ・ 司書教諭を中心とした学校図書館連絡会を設置し、小中学校における図書や読書活動の質的な充実を図ります。
- ・ 読み聞かせなどの住民ボランティア養成を目的とした講座を実施するとともに、ボランティアの協力を得て、読み聞かせ等の活動によって学校の読書活動の充実を図ります。

指 標

指 標	指標の概要	R 4 年度	目標値 (R 7 年度)	結果 (R 5 年度)
読書習慣のある割合	全国学力・学習状況調査において「1日30分以上読書する」と回答した児童生徒の割合 対象：小6、中3	小：36.6% 中：28.1%	全国平均値以上 (R5) 小：37.3% 中：28.4%	小：29.1% 中：25.5%

【今後の取組の方向性】

令和5年度全国学力・学習状況調査の結果として1日30分以上読書する児童生徒の割合は小中学校共に30%以下で、令和4年度の結果や目標値を大幅に下回りました。コロナ禍で、学校図書館での利用が規制され、読書する機会が減ったことが読書離れにつながった大きな要因といえます。各校は、この結果を重く受け止め、令和5年度の5月以降は、感染症予防が緩和されたことを受け、図書館の利用促進をしています。また、読み聞かせのボランティアもコロナ禍以前のように活動が戻り、読書への興味関心をつなげる取組を増やしています。また、学校によっては読書通帳の表彰などで町民図書館の利用促進をしたり、「しあわせ電子図書館」の活用も積極的に家庭へ案内したりしています。

今後は、まずは授業において「ビブリオバトル^{※1}」や「POPづくり」などの時間を充実させ読書への興味関心を高めることを推進します。また、授業以外の帯時間に読書タイムを設けたり、給食時間の放送を生かしたり、読書週間の取組を充実させたりし、読書意欲を高めます。さらに、学校図書館の活性化だけでなく家庭での家読（うちどく）の推進や電子図書や調べ学習等におけるICTの活用との共存についても工夫して参ります。

注解

※1 ビブリオバトルとは、自分の気に入った本についてその魅力を紹介しあうゲームのことです。

3. 学校・家庭・地域の連携・協働の推進

(1) 地域とともにある学校づくりの推進

<施策8> 学校・家庭・地域の連携・協働体制の整備

施策の方向性

- ◆ 「地域とともにある学校づくり」及び「学校を核とした地域づくり」を推進するために、コミュニティ・スクールを推進します。
- ◆ 学校、家庭、地域が連携、協働し、それぞれが役割と責任を担い、地域全体で子どもを育てる体制の整備を図ります。

主な取組

○ コミュニティ・スクールと地域学校協働活動事業の一体的推進

- ・学校と地域が目指す子どもの姿や学校の教育目標等を共有できるコミュニティ・スクールと、地域が学校のパートナーとして地域人材を生かした多様な活動を行う地域学校協働活動を一体的に推進します。

○ 学校評価等の公表

- ・各学校の自己評価及び学校関係者評価を実施し、公表します。

○ 「土曜授業」の実施

- ・地域とともにある学校づくりの推進に向けて「土曜授業」を実施し、学力向上及び家庭・地域との連携強化を図ります。

○ 「教育について考える月」の周知

- ・福岡県が11月を「ふくおか教育月間」と制定したことを踏まえて、本町では、11月を「教育について考える月」とし、小中学校における授業参観など教育に関する関心と理解を深める取組を行い、家庭・学校及び地域が連携して子どもを育てていく機運を醸成します。

指 標

指 標	指標の概要	R4年度	目標値 (R7年度)	結果 (R5年度)
地域と協働の活動を行った学校数	コミュニティ・スクールなどの仕組みを生かして、保護者や地域の人との協働による活動を「よく行った」と回答した学校数	4校	6校	4校

【今後の取組の方向性】

コミュニティ・スクールなどの仕組みを生かして保護者や地域の人との協働による活動について「よく行った」と回答した学校は4校でした。他2校は「やや行った」との回答でした。令和5年度は、コロナ禍以前の地域との協働取組を再開し、児童生徒と地域の方々の交流が増えました。例えば、あいさつ運動や学校の花植え、清掃などを保護者や地域の方々と共に行いました。地域にも協働の場を広げるために、児童生徒と地域の方々が熟議をし、手を取り合って地域を活性化するために必要なことを互いに理解し合う場を設けた学校も多くあります。

そして、学校の状況について知り、共に児童生徒を育てる地域づくりを推進するためにも、土曜授業や「教育の日」、通常の参観日などを活用して学校を開き、学校評価なども地域の方々や保護者に行っていただき、学校改善に努めて参りました。

今後は、これまでの熟議で出し合った案を実現できるよう地域と計画を立てたり、周年行事があった学校などでは関係を深めた地域の方々などと継続した協働体制を構築したりし、「地域学校協働活動」が幅広く展開されるように地域連携を推進して参ります。

4. 社会にはばたく力を育成する教育の推進

(1) 個性や能力を伸ばす教育の推進

<施策10>一人一人のニーズに応じた特別支援教育の充実

施策の方向性

- ◆ 「障害者の権利に関する条約」に掲げられたインクルーシブ教育システムの理念を踏まえ、共生社会の実現に向けて、障がいのある子どもの一人一人の自立と社会参加を目指し、就学前から中学校卒業後までを見通した、一貫した継続性のある指導・支援の充実を図ります。

主な取組

- 個別の指導計画や教育支援計画の作成
 - ・小中学校、高等学校等において、発達障がいを含む障がいのある幼児児童生徒が、一貫した継続性のある支援を受けることができるように、個別の指導計画や個別の教育支援計画を作成します。
- 「ふくおか就学サポートノート」の活用の促進
 - ・成長が気になる子どもの就学前から学校卒業後までを見通した継続性のある指導・支援を充実させるために、保護者や学校の先生などが協力しながら子どもの成長を記録していく「ふくおか就学サポートノート」の活用を促進します。
- 特別支援教育体制の整備
 - ・町教育支援委員会との連携及び特別支援学級等担当者研修会の実施を通して、義務教育9年間を見据えた個別支援や校内体制の充実を図ります。
 - ・関係機関等と連携を図り、各学校の発達に課題のある児童生徒への指導内容や指導方法について、日常的・継続的な支援を行います。
- 教職員の専門性の向上
 - ・障がいのある子どもの教育的ニーズに応じた指導・支援を行うために、教職員の専門性の向上に努めます。
- 特別支援学級対応支援員（学級補助員）及び特別支援教育相談員の配置
 - ・特別支援学級等に学級補助員を配置し、特別な教育的支援が必要な児童生徒への支援体制の充実を図ります。
 - ・特別支援教育相談員を配置し、通常学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒の対応について、学級担任等への支援の充実を図ります。
- 教育環境の整備
 - ・障がいのある子どもが安全・安心かつ効果的に学べる教育環境の整備を促進します。

指 標

指 標	指標の概要	R 4 年度	目標値 (R 7 年度)	結果 (R 5 年度)
特別支援教育の個別計画作成率	個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成している割合	100%	100%	100%
ふくおか就学サポートノート活用率	特別な支援を要する子どもの小中の引継ぎにおける「ふくおか就学サポートノート」の活用率	74.9%	100%	66.7%

【今後の取組の方向性】

個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成については100%です。特別支援を要する児童生徒への合理的配慮や必要な指導・支援について保護者と合意形成して進めることができているといえます。

保護者の作成する「ふくおか就学サポートノート」については、幼少期からの家庭における児童生徒の状況をまとめ、それを学校と共有することで、継続したきめ細かな支援が期待できます。そのような目的や利点について保護者へ丁寧に説明し、理解を促して参ります。

特別支援学級や通級については対象者が増加しており、その担任や担当者を多く要しています。そのため、初めて特別支援教育に携わる教職員の増加や若年化が進んでいます。教職員の専門性を高めるに当たり、町の研修会の内容を様々な対象者を想定した明日以降の実践に結びつく内容にしたり、県の専門的な指導者からの助言をいただいたりする機会にできるよう充実させて参ります。

また、日常の丁寧な支援としては特別支援学級対応支援員や学校運営補助員を各校に配置し、支援体制の充実を図っています。

今後は、増加する特別支援を要する児童生徒への個別の支援をより充実させるための、教室等環境整備や教職員の専門性を高める研修等について児童生徒や学校の求めに応じたものへと改善して参ります。

4. 社会にはばたく力を育成する教育の推進

(2) キャリア教育の推進

<施策11> キャリア教育・職場体験の推進

施策の方向性

- ◆ 変化の激しい社会の中で、子どもが希望を持って自立的に自らの未来を切り拓き、社会で自立していく力を身に付けるために、キャリア教育を推進します。
- ◆ 地域の企業・経済団体等と連携して、子どもの発達段階に応じた勤労観・職業観を育み、自立した生き方を考えさせるための職場体験を推進します。

主な取組

○ 発達段階に応じた計画的、継続的、組織的なキャリア教育の推進

- ・これまで学校だけの視点で作られ進められてきた教育課程や教育活動について、地域の人々などとのつながりの中で、基礎的・汎用的能力を身に付け、生涯に渡る社会的・職業的自立ができるよう、キャリア教育の充実を図ります。
- ・職場体験や様々な社会体験を取り入れ、望ましい勤労観や職業観、集団生活に必要な規範意識やマナーなどの向上を図ります。
- ・小学校4年生で「二分の一成人式」、中学校2年生で「立志式」を実施して、目的意識をもって主体的に進路を選択するキャリア教育の充実を図ります。
- ・キャリアパスポート^{*1}を活用し、授業や学校行事などで心に残ったこと、自分が成長できたことを小学校段階から記録させ、年度ごとの振り返りを通してキャリア教育の充実を図ります。
- ・総合的な学習の時間、特別活動などにおける社会人等の積極的な活用を促進します。

指 標

指 標	指標の概要	R4年度	目標値 (R7年度)	結果 (R5年度)
将来の夢や目標を持っている割合	全国学力・学習状況調査において「将来の夢や目標をもっている」と回答した児童生徒の割合 対象：小6、中3	小：78.3% 中：58.9%	全国平均値以上 小：81.5% 中：66.3% (R5)	小：80.3% 中：69.9%

【今後の取組の方向性】

「将来の夢や目標をもっている」と回答した児童生徒は令和4年度よりも上回りました。目標値と比べると小学校は若干下回り、中学校は上回りました。

児童生徒が将来に対する希望や職業観をもつことだけでなく、そこに向かうための生き方について学ぶのがキャリア教育です。夢や目標をもつことが終着点ではないので、この指標だけでキャリア教育について評価はできません。しかし、令和4年度からの増加は、将来に対する希望をもつだけの経験や出会いがあったためと考えます。今後も、キャリア教育を進めるにあたっては、発達段階に応じたキャリア形成を目指した計画的な指導を教育活動全体で行うことを推奨して参ります。

また、コロナ禍で制限されていた二分の一成人式や立志式が以前のように行われました。二分の一成人式では、各小学校がその目的を児童と共有し、家族や地域の方に成長した姿を見せたり、将来を共有したりする場としたことで、児童も保護者や地域の方も皆でその成長を喜ぶことができました。立志式においても、両中学校ともに、成長してきた自分とこれからの自分について自分を客観的に見つめなおす機会とすることができました。

これらのような行事を生かした成長の節目の実感の機会のみならず、日常的な教育活動や学級活動(3)^{*2}で、児童生徒自身の自己実現を実感できる授業づくりを推進して参ります。

注解

※1 キャリアパスポートとは、児童生徒が、小学校から高等学校までのキャリア教育に関わる諸活動について、特別活動の学級活動を中心として、各教科等と往還し、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり、振り返ったりしながら、自身の変容や成長を自己評価できるよう工夫されたポートフォリオのことである。

※2 学級活動には「学級活動(1)」「学級活動(2)」「学級活動(3)」がある。「学級活動(3)」とは、「一人一人のキャリア形成と自己実現」について学ぶ学級活動のことをいう。

4. 社会にはばたく力を育成する教育の推進

(3) 国際的視野を持つ人材の育成

<施策12>英語力の向上

施策の方向性

- ◆ グローバル化に対応した教育環境づくりを進めるため、小中学校における英語教育の充実を図ります。

主な取組

- 国際化に対応する国際理解教育や外国語教育の充実
 - ・小中学校に、外国語指導助手（ALT）を配置し、英語によるコミュニケーション能力の育成や国際理解教育を推進します。
- 小学校の英語教育の推進
 - ・英語力・指導力の高い教職員を育成する研修を啓発するとともに、児童の英語コミュニケーションへの意欲向上を図るためにイングリッシュセミナーを実施します。
- 中学校の英語教育の推進
 - ・教職員の英語力向上に向けた研修への参加を奨励するとともに、中学3年生に対する英検I B Aを実施し、英語力の高い生徒を育成します。
 - ・志免中学校に福岡県英語教育重点市町村指定事業（R2～R4）を委嘱し、英語学習の補助を行う英語学習支援員や個の英語力に応じた学習支援ソフトの効果的な活用について研究し、生徒の英語力の向上に努めます。

指 標

指 標	指標の概要	R4年度	目標値 (R7年度)	結果 (R5年度)
生徒の英語力	CEFR ^{*1} A1レベル相当以上（英語検定3級程度以上）の資格又は相当する力を有する中学校生徒の割合 対象：中3	61.3%	国の目標値以上 (R5参考値) 中3：50.0% ※	54.8%

※ 令和5年度の国の結果は50.0%でした。

【今後の取組の方向性】

令和5年度の生徒の英語力としては、CEFR A1レベル相当以上の力を有する割合は54.8%で、目標値を上回りましたが令和4年度を下回りました。会話に重点をおいた授業展開が、「読む」「書く」の低下につながっていることが考えられます。

成果としましては、町として英検3級以上の受験料補助をしたことで受験者が増えたことがいえます。受験をする機会を増やすことで英語への意欲・関心を高めることができているといえます。また、令和5年度より、教職員の外国語科の授業力を向上させるための研修を設け、小学校及び中学校で授業公開を通じた実践交流をしました。小学校においてはALTを活用し、ネイティブな言語に触れ英語で話したくなる環境をつくっています。中学校では、英語担当教諭が授業をする際には70%以上を英語で話すことに留意しています。今後も小中学校の切れ目のない外国語科を展開するために互いの授業を知り合う機会を大切にし、小中学校の授業改善につなげて参ります。その際、「読む」「書く」「話す」「聞く」の4領域をバランスよく学べるようにします。

また、小学校低学年から英語への関心を高めるために毎年1回行っているのがイングリッシュデイキャンプです。対象者を高学年まで広げ、発達段階に応じた活動内容を準備し、高学年はオンラインで外

国の方との会話に挑戦できるようにしました。参加者からは大変好評でした。

中学校では、オンラインによる国際交流を行い、同年代の外国の方との交流を体験し、異文化への興味関心を高めることができました。今後も引き続き、児童生徒の興味関心を高める活動を設定したり、教職員の指導力向上を目指す研修を充実させたりし、児童生徒の英語力の向上を目指して参ります。

注解

- ※1 CEFR（セフアール）とは、Common European Framework of Reference for Languages：ヨーロッパ言語共通参照枠のこと。外国語学習者の4技能：「聞く・話す・読む・書く」の能力や修得状況を評価するために用いられます。A1・A2・B1・B2・C1・C2の6段階のレベルに分かれている。

5. 安全で快適な教育環境の整備推進

(1) GIGA スクール構想の実現

<施策13> 学校 ICT 環境の整備・情報活用能力の育成

施策の方向性

- ◆ 現在、ICTがあらゆる分野で活用されており、今後、生活手段や学習手段として重要となる情報活用能力を子どもが身に付けることができるように、国の「GIGAスクール構想^{※1}」に基づき、ICTを活用できる教育環境の整備を進めます。
- ◆ 小学校からのプログラミング教育の導入を踏まえ、児童生徒の情報活用能力の育成に向けたプログラミング教育の実施と教職員の指導力向上を図ります。
- ◆ 児童生徒の発達段階に応じて、情報通信機器を活用する上での情報リテラシー及び情報モラルを高める教育の充実を図ります。

主な取組

- 1人1台コンピュータの整備
 - ・国は、「GIGAスクール構想」として児童生徒に1人1台のコンピュータと通信ネットワークを一体的に整備する教育ICT環境の充実を進めており、多様化する児童生徒の個性に合わせた「個別最適化された学び」の推進と新型コロナウイルス感染症等の非常時における学習環境の保障のため、1人1台コンピュータの整備を図ります。
- ICTを活用した学習活動の充実
 - ・「主体的・対話的で深い学び」を実現する授業改善や基礎学力の定着に向けて、小中学校におけるICT活用の推進体制を構築します。
 - ・タブレットドリルを積極的に活用し、基礎・基本の定着から、思考・判断・表現の力の育成まで、自動採点などデジタルの特性を活かしながら効率よく学習を進め、学習意欲を喚起します。
 - ・児童生徒の系統的な情報活用能力の育成に向けて、プログラミング教育の指導力の向上を図ります。
- 情報リテラシー及び情報モラル教育の充実
 - ・情報を正しく活用する力（情報リテラシー）を高め、情報に関するトラブル等が生じないようにするために、情報社会における必要な態度や考え方（情報モラル）を学ぶ教育の充実を図ります。

指 標

指 標	指標の概要	R4年度	目標値 (R7年度)	結果 (R5年度)
ICTの授業での活用学校数	ICT機器を活用した授業をほぼ毎日行っていると回答した学校数	6校	6校	6校
教職員のICT活用指導力	授業にICTを活用して指導することができる教職員の割合	96.0%	100%	95.0%

【今後の取組の方向性】

令和5年度、ICT機器をほぼ毎日活用したと回答した学校は6校でした。教職員のICT活用指導力は95.0%で目標値を下回りました。

令和5年度には、校務運営や授業を支援するためのソフトを複数導入しました。そのため、保護者との連絡がオンラインで可能となったり、教師と児童生徒との提出物のやりとりや児童生徒同士の交流もタブレット上で可能となったりしました。各学校でICTを効果的に活用した授業を展開できる環境整備ができています。しかし、様々な機能が増えた分、それを活用するためには、研修などを繰り返し

て、どの教職員も身に付けられるようにすることが必要です。校内や町の研修を更に充実させ、全小中学校の児童生徒が I C T機器を必要な時に自ら選択して利用できることを目指します。

今後は、I C T機器を使うことを目的とせず、活用して児童生徒の学力や生活力を向上させるような活用に目標を高め、その効果を見取って参ります。

また、活用が増えるとともに児童生徒の情報モラルの習得が肝要となっています。情報モラルについて学ぶ時間をカリキュラムに位置付け、発達段階に応じた学びを深めることを推奨して参ります。

注解

※1 GIGA スクール構想とは、1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子どもを含め、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育環境を実現する構想のこと。

GIGAとはGlobal and Innovation Gateway for Allの略

5. 安全で快適な教育環境の整備推進

(2) 児童生徒の安全確保

<施策14>管理体制の整備

施策の方向性

- ◆ 学校・家庭・地域・警察等の関係機関が連携し、登下校時における安全の確保を図ります。
- ◆ 学校における防犯教育や児童生徒の安全を確保する取組の充実を図ります。
- ◆ 児童生徒が自らの判断で、安全を確保する能力を身に付ける防災教育を推進します。

主な取組

- 通学路の安全確保
 - ・学校・家庭・地域・警察等の関係機関が連携し、登下校時における交通事故や不審者等からの安全の確保を図ります。
- 児童生徒の安全に関する情報の配信
 - ・情報配信サービスを活用し、児童生徒の安全にかかわる情報を個別に一斉配信します。
- 危機管理体制の整備と危機管理意識の高揚
 - ・「危機管理マニュアル」をもとに、学校における生命安全の確保を最優先とする学校危機管理体制を整え、教職員の危機管理意識の高揚に努めます。
 - ・児童生徒の個人情報セキュリティ対策として、本町作成の「情報セキュリティハンドブック」をもとに各学校の実態に応じて、情報セキュリティポリシーを作成し、重要な教育情報を適切に管理・運用します。
- 災害を想定した避難訓練の実施
 - ・火災や地震を想定した避難訓練を年2回実施して、災害発生時の危機対応が迅速かつ適切に行えるようにします。

指 標

指 標	指標の概要	R4年度	目標値 (R7年度)	結果 (R5年度)
職員研修実施学校数	危機管理マニュアルに基づく職員研修の実施学校数	6校	6校	6校
避難訓練実施学校数	年2回の避難訓練(火災・地震)の実施学校数	6校	6校	6校

【今後の取組の方向性】

令和5年度は、掲げております指標については、達成いたしました。

学校の危機管理を一層高めるために、令和5年度は志免町の全小中学校で危機管理マニュアルの見直しを行いました。現在に起こりうる危機について改めて整理することで、それらを未然に防ぐためのリスクマネジメントに対する意識を強化したり、実際に起こった時に落ち着いた素早い対応をするためのクライシスマネジメントについても整理したりしました。整理したことを教職員と共有し、チームでの対応が的確に行われるようにしています。

また、避難訓練については、火災・地震について全小中学校で行うことができました。コロナ禍を経て、大規模校も全児童生徒による実際を想定した鬼気迫った訓練が可能となりました。訓練のための行動ではなく、実際に自分がどのように行動するのか判断することを学んでいます。令和6年度は、保護者と共に学ぶ防災教育として引き渡し訓練を全小中学校で実施します。

なお、通学路の安全確保のために毎年、志免町都市整備課を中心に安全確認を行っています。令和5

年度は、2年に1度の「志免町通学路安全推進会議」を実施しました。学校から提出された危険個所について、志免町から都市整備課、生活安全課、学校教育課、校長会、福岡県から警察、県土整備事務所が協議し、改善の必要な個所の対応をしました。

児童生徒の安全に関する情報の発信については、特に不審者情報の共有等で適宜行い、志免町生活安全課とも共有し必要な対応をしています。

今後も、児童生徒の安全を確保するために学校・保護者とその他関係機関や地域の方々と協力して対応をして参ります。

5. 安全で快適な教育環境の整備推進

(3) 学校施設の整備・充実

<施策15> 学校施設設備の整備・充実

施策の方向性

- ◆ 「志免町公共施設個別施設計画」(令和2年3月策定)では、小中学校校舎の大規模改修を実施しており、老朽化が進んでいる学校給食施設等については、今後建替えや改修を行うこととしています。これに基づき、学校給食施設等の整備について対応を行います。

主な取組

○ 小中学校施設の長寿命化

- ・「志免町公共施設個別計画」に基づき、学校施設の維持・管理に努め、長寿命化を図ります。
- ・学校給食施設の改修等を実施します。
- ・劣化状況が悪く緊急性の高いものについては早期に対応を検討します。

指 標

指 標	指標の概要	R4年度	目標値 (R7年度)
	※R2計画で100%に達したため、新たな整備計画などを検討し、R5年度以降の教育振興基本計画見直し時に指標を作成します。	—	—

【今後の取組の方向性】

校舎・体育館等については、当面劣化状況が進んでいる部位等の対応を行っています。また、老朽化が進んでいる学校給食施設等については、令和6年度に見直される志免町公共施設個別施設計画において方向性を定め、建替えや改修等の整備を進めていきます。

また、近年の地球温暖化の影響で夏場は体育館が空調整備がなければ活用し難くなっていること及び災害時の避難所であることから、どの季節においても良好な環境を維持する必要があるため、各学校体育館に空調を設置することとし、令和6年度は空調設置のための調査設計を行い、令和7年度に工事を行う予定としています。

5. 安全で快適な教育環境の整備推進

(4) 教職員の指導力・学校組織力の向上

<施策16> 職員の指導力量を高める研修の充実・働き方改革の推進

施策の方向性

- ◆ 教職員としての使命感や社会性、専門的な知識・技能を高めるため、経験年数や職務内容に応じた研修や専門的な指導力を高める研修の充実を図ります。
- ◆ 「教職員の働き方改革取組指針」(福岡県教育委員会 令和2年3月改訂)に基づき教職員の働き方改革を推進します。

主な取組

- 教職員の指導力量を高める研修の充実
 - ・ 町教頭研修会を月1回開催し、管理職としての指導力向上や学校間の情報連携の強化を図ります。
 - ・ 町の教育課題への対応について、小中学校の全教職員で学ぶ夏季教育研修会を実施します。
 - ・ 指導力を高めてほしい教職員や実践的・専門的な研修が不足している講師等に、指導主事が個別に学級経営や授業の技術を教え、指導力量の向上を目指します。
- 教職員の働き方改革の推進
 - ・ 教職員が担うべき業務に専念できるように、勤務時間管理の適正化や学校現場における業務改善、校務のICT化による効率化等によって教職員の働き方改革を進めます。
 - ・ 教職員の指導上の悩み、ストレスに適切に対応し、健全な心身をもって教育活動を行うことができるよう、教職員のメンタルヘルス対策の充実を図ります。

指 標

指 標	指標の概要	R4年度	目標値 (R7年度)	結果 (R5年度)
教育研修会への積極的参加学校数	教職員が、校外の教科教育に関する研究会等によく参加していると回答した学校数	3校	6校	2校
教職員の超過勤務の縮減割合	時間外勤務の上限目安、月45時間以下の教職員の割合	55.8%	100%	82.7%

【今後の取組の方向性】

令和5年度の校外の教職員研究会等に「よく参加している」(職員数80%以上が参加)と回答した学校は2校でした。校外の研究会等は、自主的な参加体制となっており、その参加への推進が不足していることが要因と考えます。教職員の若年化が加速しており、日々の校務に手一杯となっていることや、一方で働き方改革により、時間外の研鑽については自主性を重んじることもあります。そのため、勤務時間内に実施する福岡県や志免町主催の研修、校内の研修参加を積極的に推進し、教職員の学びの機会を保障しています。校外の研究会については、その魅力や目的などを全教職員に情報発信し、自身の教師力向上を目指したいときにはいつでも参加できるように推進して参ります。

志免町では、授業力向上を目指した研修として、令和6年度は外国語科と道徳科において授業研修を行います。特に道徳科では、授業力向上を個人任せにせず学校で体制を整えることを目的の一つとし、校内の教職員同士で高め合えるような研修といたします。

また、働き方改革といたしましては、月45時間以下を時間外勤務の上限としていますが、その割合は82.7%に留まっています。令和4年度と比べると上回っているため、少しずつ改善しているといえます。

改善するために行っていることは、定時退校日や学校閉庁時刻の設定、勤務時間管理システムの活用があります。教職員一人一人の勤務時間の管理ができるようにし、教職員自身の意識改革や管理職等による管理徹底を図っております。

また、令和5年度は働き方改革として進めた取組が2点あります。1点はICTによる校務支援を推進し、業務遂行が円滑になるように様々な機能などを導入しました。例えば、保護者への通信発信や欠席連絡の授受をオンラインでできるようにしたり、児童生徒の提出物等もデータで管理できるようにしたりしました。令和6年度は、小学校の教科書が改訂することに合わせ、教師用指導書をデジタル版にし、授業が充実するだけでなく、掲示教材の準備等の時間削減につなげます。2点目は、部活動の地域移行に向けた協議会の設置です。中学校教職員の働き方改革の一助として、令和8年度からの休日の部活動地域移行に向けた協議を始めました。令和5年度は、児童生徒や保護者、教職員への調査を行い、学校の実態を整理しました。令和6年度は地域の人材等の把握に向けた調査と志免町でできる形態を協議し、志免町としての方向性を定めて参ります。

さらに、ストレスチェックは令和5年度も年間2回行い、その結果から産業医面談につなげることができた教職員がいました。日常の様子ではわかりにくい教職員の疲労や心労などについて客観的に把握できるこのチェックは今後も続け、教職員の心の健康を守って参ります。

社会教育主要施策

3. 学校・家庭・地域の連携・協働の推進

(2) 青少年の健全育成

<施策9> 社会教育活動の推進体制の整備

施策の方向性

- ◆ 社会教育活動の振興を図るために、PTA、子ども会などの関係機関、団体との連携・協力体制の整備を図ります。
- ◆ 学習ニーズや社会的課題に適切に応えるため、社会教育に関する情報の提供や相談体制の充実を図ります。
- ◆ 町民一人一人の教育の重要性に関する意識を高めます。

主な取組

○ 社会教育活動の推進体制の整備

- ・ 青少年育成団体（子ども会育成会連絡協議会、PTA連絡協議会、青少年問題協議会・青少年指導委員等）の充実・強化、指導者・リーダーの育成、及び、家庭教育の支援体制の整備に努めます。
- ・ 社会教育への積極的参加の促進や、さまざまな人が活躍できる環境づくりに努めます。
- ・ 各社会教育団体との連携を密にし、住民への情報提供に努めます。

指 標

指 標	指標の概要	R 4 年度	目標値 (R 7 年度)	結果 (R 5 年度)
地域社会と関わることができる割合	自分の周りにあいさつや相談等ができる大人がいると答えた子どもの割合	77%	100%	81%

【今後の取組の方向性】

青少年の健全育成を目指して、青少年育成団体と情報を共有してきました。また、青少年の指導、育成、保護、矯正に関する総合的施策の適切な実施を期すために、青少年問題協議会を開催しています。

今後も、地域の青少年の健全育成について情報の共有を図り、支援体制の確立に努めます。また、青少年育成団体との連携・協力体制をとりながら、体験活動及び地域での活動の充実を図ります。

(参考指標)

指 標	指標の概要	R 4 年度	当面の 目標値	結果 (R 5 年度)
青少年育成団体の活動件数	子ども会育成会連絡協議会、PTA連絡協議会、青少年問題協議会・青少年指導委員の活動件数	43 件	計画の総数 65 件	39 件

6. 地域活動の支援

(1) 社会教育活動の支援

<施策17> 社会教育活動・住民活動の推進

施策の方向性

- ◆ 社会教育活動への積極的参加や、生涯学習活動ができるように、住民への情報提供や環境づくりに努めます。
- ◆ 行政と町内会が協力して、「志免町公共施設個別施設計画」（令和2年3月）に基づいて、公民館の維持管理、改修を行います。

主な取組

- 公民館の活用促進
 - ・ 町民の身近な交流の場として公民館の活用を促進します。また、中央公民館・自治公民館の連携と充実・強化を図り、自治公民館活動の活性化に努めます。
- 公民館役員研修の実施
 - ・ 公民館役員研修を実施し、地域の人材育成ができる機会を充実させます。

指 標

指 標	指標の概要	R4年度	目標値 (R7年度)	結果 (R5年度)
公民館役員研修参加者数	町公民館役員研修への参加者数	124人	200人	148人

【今後の取組の方向性】

社会教育への積極的参加を目指して、地域の公民館長や公民館主事に情報の提供を行い、相談体制の充実を図ってきました。また、公民館長会議の実施、公民館主事会との意見交換も行うなど連携を図っています。

今後も、社会教育委員とともに町民への社会教育に関する情報の提供や、町民が活躍できる環境づくりに努めます。また、各社会教育団体に補助金の交付（公民館活動事業費補助金、公民館主事連絡協議会活動事業費補助金）を行うことで、地域での社会教育に関する活動の充実を図ります。

(参考指標)

指 標	指標の概要	R4年度	当面の 目標値	結果 (R5年度)
公民館の活動件数	全公民館でおこなわれている活動件数	363件	計画の総数 550件	769件

7. スポーツ・文化活動の推進

(1) スポーツ活動の推進

<施策18> ライフステージに応じたスポーツの支援

施策の方向性

- ◆ 子どもから高齢者まで年齢に応じたスポーツに親しむ機会づくり、障がいのあるなしにかかわらずスポーツができる環境をつくります。
- ◆ スポーツ施設について、適切に維持管理、改修を行います。

主な取組

- 「する」「みる」「ささえる」の多様な形での「スポーツ参画人口」の拡大
 - ・ 様々な運動・スポーツ大会の開催で、町民の参加を促進し、スポーツをみる機会をつくります。また、スポーツ協会やスポーツ推進委員の活動・取組を支援します。
 - ・ 児童から大人までのライフステージに応じた運動・スポーツについて地域で取り組む活動を支援します。
- スポーツ施設の計画的な整備
 - ・ 既存スポーツ施設について、老朽化の状況やスポーツ施設利用者の状況に即した施設・設備の改修を計画的に進め、スポーツ施設利用者の需要に応じた環境改善を図ります。

指 標

指 標	指標の概要	R 4 年度	目標値 (R 7 年度)	結果 (R 5 年度)
スポーツ施設の利用率	町内のスポーツ施設を利用したことがある人の割合	15%	50%	18%
スポーツ施設の満足度	町内のスポーツ施設に対する満足度	75%	90%	82%

【今後の取組の方向性】

スポーツ活動の推進を目指して、スポーツ協会と連携しながら、町民への情報の提供や団体活動の充実に努めてきました。新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行に伴い、各種行事は開催できるようになりました。

今後も、団体との連携をとりながら、町民のスポーツ活動の充実に図るとともに、施設の適切な管理等を行います。また、町民の健康づくりや活動のできる環境を整備しており、弓道場の建設を終え、総合公園野球場の改修を進めています。

7. スポーツ・文化活動の推進

(2) 文化活動の推進

<施策19> 生涯学習・文化活動の活性化

施策の方向性

- ◆ 生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所で学習できるように、情報提供を行い、文化活動の場づくり、機会づくりに努めます。
- ◆ すべての人が、生涯学習活動に参加できるように環境を整備します。

主な取組

- 文化祭等の発表の場の創造
 - ・町民の日頃の文化・芸術活動の発表の場として、志免町文化祭等を開催します。
- 生涯学習に関する情報提供
 - ・町のホームページ等を活用して生涯学習に関する講座・教室の案内や、住民による同好会やサークルなどの情報を提供します。
- 生涯学習施設等の計画的な整備
 - ・町民センターについて、耐震補強と併せて優先的に長寿命化改修を実施します。

指 標

指 標	指標の概要	R 4 年度	目標値 (R 7 年度)	結果 (R 5 年度)
文化施設の利用率	町内の文化施設を利用したことのある人の割合	27%	50%	32%
文化施設の満足度	町内の文化施設に対する満足度	83%	90%	80%

【今後の取組の方向性】

文化活動の推進を目指して、文化協会と連携しながら、町民への情報の提供や団体活動の充実に努めてきました。新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行に伴い、各種行事は開催できるようになりました。

今後も、団体との連携をとりながら、町民の文化活動の充実に努めるとともに、施設の適切な管理等を行います。また、町民センターの改修を進め、町民が文化活動のできる環境を整備します。

8. ふるさと意識の向上

(1) 郷土愛を育む町民の育成

<施策20> 文化財の保存・活用

施策の方向性

- ◆ 国重要文化財の旧志免鉱業所竪坑櫓の適切な保存と活用を進めます。
- ◆ 地域への愛着や誇りを育てるために、本町の歴史や伝統文化の継承を進めます。

主な取組

- 竪坑櫓の保存・活用
 - ・旧志免鉱業所竪坑櫓の保存管理を実施し、歴史を学習する貴重な資源として活用します。
 - ・竪坑櫓の周辺地域において、歴史や文化についてふれあえる拠点づくりを図ります。
- 本町の歴史や伝統文化の継承
 - ・七夕池古墳・亀山石棺など町内に分布する遺跡を保存し、本町の歴史の調査及び教育普及の推進を図ります。
 - ・歴史資料室で文化財を展示するとともに、保存・活用を進めます。
 - ・本町の埋蔵文化財の事前審査や民俗資料・伝統文化の継承を進めます。

指 標

指 標	指標の概要	R4年度	目標値 (R7年度)	結果 (R5年度)
町文化財・伝統文化の認知度	町の文化財や伝統文化を知っている町民の割合	67%	80%	68%

【今後の取組の方向性】

国の重要文化財である旧志免鉱業所竪坑櫓の保存・活用のほか、歴史資料室の企画展や、炭鉱かるた大会を開催しています。新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行に伴い、炭鉱かるた大会を開催することができました。また、「旧志免鉱業所第八坑扇風機坑口の排気扇風機及び関連資料」が志免町指定有形文化財となりました。

今後も、旧志免鉱業所竪坑櫓の管理や、町内文化財の調査・研究を行いながら、文化財保護活動の充実を図ります。また、町民の郷土愛をはぐくむために、文化財の活用や伝統文化の継承に努めます。

9. 人権教育・人権啓発の推進

(1) 心豊かな人間性の育成

<施策21> 人権教育・啓発の推進

施策の方向性

- ◆ 人権尊重の意識や行動が定着するよう、「志免町人権教育・啓発基本指針」に基づき、様々な人権問題について、あらゆる機会をとらえて人権教育と人権啓発を推進します。
- ◆ 学校教育においては、自他の人権を守ろうとする実践力を持った子どもを育成するため、指導内容及び方法を開発する研究実践を行い、教育活動全体を通じた人権教育を推進します。
- ◆ 学校の教育活動全体を通して、一人一人の学力と進路の保障を図るとともに、人権に関する知識や意欲・態度、実践力を身に付ける計画的、系統的な教育を推進します。

主な取組

- 人権・同和教育推進協議会の充実
 - ・人権・同和教育推進協議会の組織及び指導体制の充実に努めます。
- 人権相談事業等の実施
 - ・人権相談事業等を行い、人権尊重の心の育成に努めます。
- 人権週間・同和問題啓発強調月間の充実
 - ・人権週間・同和問題啓発強調月間での取組の充実に努めます。
- 人権教育実践研修会の実施と副読本の活用
 - ・町の全学校の教職員を対象とした人権教育実践交流会の実施や、同和教育副読本「かがやき」、人権教育学習教材集「あおぞら」「あおぞら2」を活用した授業を推進します。
- 志免町子どもの権利条例に基づく教育の充実
 - ・教職員を対象とした志免町子どもの権利条例に関する研修会の実施や、児童生徒に対する志免町子どもの権利条例に基づく学習等の実施を通して、条例の周知や啓発に努めます。
 - ・児童生徒の望ましい人間関係づくりのために、児童生徒のコミュニケーション能力を高め、人間関係づくりのスキル等の向上を図ります。
 - ・児童虐待の早期発見に努めるとともに、事案を発見した場合は、速やかに関係機関と連携して適切な対応を図ります。

指 標

指 標	指標の概要	R4年度	目標値 (R7年度)	結果 (R5年度)
町民の人権意識	人権尊重について正しく理解している町民の割合	63%	70%	65%
人権擁護の現状認識	人権が守られていると感じている町民の割合	84%	90%	85%
児童生徒の助け合いの意識	全国学力・学習状況調査において「人が困っているときは、進んで助けている」と回答している児童生徒の割合	小：93.0% 中：89.7%	全国平均値以上 (R5) 小：91.6% 中：88.1%	小：94.2% 中：88.8%

【今後の取組の方向性】

人権教育の推進を目指して、人権・同和教育推進協議会の開催、毎月の人権相談等を行っています。7月の「同和問題啓発講演会」、12月の「人権を尊重する町民のつどい」は、町民センター改修のため中止していますが、人権・同和教育推進協議会の研修会を行いました。

今後も、人権・同和教育推進協議会とともに人権・同和教育の啓発を図り、人権擁護委員による相談事業を行います。また、各団体とも連携しながら、人権問題解決に向けた活動の充実に努めます。

児童生徒の助け合いの意識については、小中学校共に目標値や令和4年度の結果と比べ、同等の高い結果でした。児童生徒の人権意識を向上させるために、校長の示す学校教育方針に基づいた人権教育を進めているためと考えます。特に、「志免町子どもの権利条例」について全教職員と保護者、児童生徒自身が共通認識をし、児童生徒誰一人差別されず、安全・安心を保障されているということへの理解を深めています。また、志免町学校人権教育実践交流会を行い、全職員が人権をベースにした授業づくりについて考える機会としました。さらに、志免町社会教育課主催の人権作文や志免町子育て支援課主催の子どもの権利かるた大会などにも積極的に参加しました。ほかにも、中学校では志免町子どもの救済委員による人権に関する講話を行ったり小学校ではNPO法人「スペース de GUN²」代表による子どもの権利かるたを用いた人権学習を行ったりし、人権感覚の向上を計画的に図った取組を実施しました。

今後も、これらの取組を継続し、教職員や児童生徒が人権感覚について自分事に捉えて、改善を図っていけるように努めて参ります。

第3章 学識経験者意見

学校法人東筑紫学園東筑紫短期大学
教授 脇田 哲郎

令和6年度志免町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する意見書を下記の通り提出いたします。

記

学校教育主要施策

1 確かな学力、体力の向上を図る教育の推進

(1) 確かな学力向上

<施策1> 「授業づくり」「集団づくり」「習慣づくり」について
施策1では、表1の内容に取り組みました。

表1：「授業づくり」「集団づくり」「習慣づくり」に向けた具体的な取組

- 志免町学力向上プランの策定と取組の推進
- 研究指定事業の委嘱（授業づくり）
- 町教育委員会主催の学校訪問の実施（授業づくり）
- 町学力向上検証委員会の実施（授業づくり）
- 各校の主題研究に基づく研修支援（授業づくり）
- 町で統一した学力調査の実施（授業づくり）
- 少人数学習対応支援員（学級補助員）の配置（授業づくり）
- 地域の教育資源を活用した教育活動の推進（授業づくり）
- 小中連携の推進（集団づくり）
- 楽しい学校生活を送るためのアンケートQ-Uの活用（集団づくり）
- 家庭学習の習慣化（習慣づくり）
- 学習規律の定着の推進（習慣づくり）

「授業づくり」「集団づくり」「習慣づくり」の取組について、以下の指標から点検結果が示されましたが、そのことについて意見を申し上げます。

◆指標

指標	指標の概要	R4年度	R5年度結果
授業づくり	全国学力・学習状況調査における標準化得点の教科ごとの平均値	小：国語 97.8 算数 98.0 中：国語 101.0 数学 97.2	小：国語 104.2↗ 算数 101.0 ↗ 中：国語 105.7↗ 数学 106.6↗
集団づくり	Q-Uにおいて、学校生活意欲が小学校28（小3は29）ポイント以上、中学校73ポイント以上の児童生徒の割合	小：82% 中：80%	小：91.7%↗ 中：90.7%↗
習慣づくり	全国学力・学習状況調査において「家で、自分で計画的に勉強する」と回答した児童生徒の割合	小：67.5% 中：54.4%	小：66.7%↘ 中：46.7%↘
年間計画	学力向上プランを基にした検証改善ロードマップの活用率	100%	100%

<意見>

- 志免町教育委員会では、授業づくりを全国学力・学習状況における標準化得点の教科ごとの平均値を指標に評価されています。上記の表にあるように、小中学校ともに平均値が上昇しています。その背景に、授業改善の取組や少人数指導の充実があると分析されています。授業づくりについては、今回学習指導要領に、チョークアンドトークの授業からの脱却を目指して「主体的、対話的で深い学び」という授業づくりの視点が示されました。この授業づくりの視点が各学校でどのように具現化されたのか、研究指定事業の委嘱や学校訪問の実施、町学力向上検証委員会の実施、各校の主題研究に基づく研修支援、町統一学力調査の実施、少人数学習対応支援員の配置、地域の教育資源を活用した教育活動の推進と関連付けながら包括的に評価されるといいのではないかと考えます。また、授業づくりの評価が、A（とても良い）、B（良い）、C（もう少し）、D（できていない）なのか、総合的な評価を示されると町民や学校に分かりやすいものになると考えます。

集団づくりについては、学校生活意欲が令和4年度より向上しています。ただ、集団づくりとは、小中連携の推進や楽しい学校生活を送るためのアンケートQ-Uの活用だけでは具体的に見えてこないところもあります。小学校学習指導要領の第6章、中学校学習指導要領第5章に示された「学級活動の自発的、自治的活動を中心とした学級経営の充実」や児童会活動や生徒会活動による児童生徒の異年齢集団活動などが、具体的にどのように行われたのか、そのことによっていじめの認知件数や不登校児童生徒数に変化が見られたのか、多面的に評価を行っていくことが今後は必要だと考えます。

習慣づくりについては、計画的学習習慣の割合が令和4年度より減少しています。ただ、このことによって家庭学習の習慣化や学習規律が定着しなかったと評価するのは難しいと考えます。習慣づくりのための自己指導能力を育成する授業の実施状況はどうだったのか、家庭学習がドリル的なものから次の学習に生きる課題的なものだったのか、

学習規律を重んじるばかりにそのことがプレッシャーになっている子どもはいないのか等々、学力向上につながる習慣づくりについての研究を今後一層積んでいかれるといいのではないかと考えます。

(2) 運動・スポーツ機会の充実

<施策2>小中学生の体力向上について

施策2では、表2の内容に取り組みました。

表2：小中学生の体力向上に向けた具体的な取組

○ 体力向上に関する事業の推進
○ 学校と家庭、地域が連携した運動・スポーツの推進
○ オリンピック・パラリンピック等を契機とした運動・スポーツへの関心を高める取組の推進

「小中学生の体力向上」の取組について、以下の指標から点検結果が示されましたが、そのことについて意見を申し上げます。

◆指標

指標	指標の概要	R4年度	R5年度結果
小・中学生の体力	全国体力・運動能力、運動習慣等調査における体力のT得点	小男：47.5 小女：46.8 中男：52.4 中女：49.8	小男：50.2↗ 小女：48.9↗ 中男：52.0↘ 中女：50.6↗
小中学生の運動習慣の定着度	福岡県児童生徒体力・運動能力調査における学校の体育の授業以外で、週3日以上運動やスポーツをする児童生徒の割合	47.0%	50.8%↗

<意見>

志免町教育委員会では、小中学生の体力の向上をT得点で評価しています。指標に示されるように、令和5年度には、小学校男女、中学校女子のT得点が上昇しています。中学校男子の減少もわずかです。また、運動習慣の定着も令和5年度は、上昇しています。この指標から見る限り、小中学生の体力や運動習慣は向上したと言えるのではないのでしょうか。ただ、なぜこのように上昇したのか、その要因を詳細に見ていくことも肝要です。児童生徒が運動に親しむ環境づくりが学校だけではなく地域社会も含めてどのように拡充されたのか、学校で行われる体育科、保健体育科の授業が運動好きな子どもを育てるものであったのか、学校生活の中において授業以外に運動に親しむ環境が整っているのかなどの多面的な評価に基づいて自己評価を行っていかれるといいと考えます。

(3) 健やかな体の育成

<施策3>健康教育の充実について

施策3では、表3の内容に取り組みました。

表3：健やかな体の育成に向けた具体的な取組

- 食に関する指導の充実
- 学校と家庭、地域が連携した運動の推進
- 新型コロナウイルス感染症対策の推進

「健康教育の充実」の取組について、以下の指標から点検結果が示されましたが、そのことについて意見を申し上げます。

◆指標

指 標	指標の概要	R4年度	R5年度結果
朝食摂取の割合	全国学力・学習状況調査において、「朝食を毎日食べている」と回答した児童生徒の割合	小：91.3% 中：91.0%	小：90.6%\ 中：92.8%✓

<意見>

志免町教育委員会では、健康教育の充実を朝食摂取の割合で評価しています。その結果、小学校ではわずかばかり減少し、中学校で上昇するという結果が出ています。健康教育の内容は、教育委員会の今後の取組の方向性にも示しておられるように、食育だけではありません。児童生徒の健康課題は「時間的遠隔性」と言われます。つまり、今の食習慣や生活習慣が健康に及ぼす害がすぐに現れるかということ、10年後20年後に現れるということであり、そのことが分かるようになる中学校期の健康教育が重要だということです。小学校では、体育科、家庭科、学級活動（2）のウやエ、中学校の保健体育科や技術・家庭科、学級活動（2）のエやオで意図的計画的に実施していくことが肝要です。このような教育課程に示された食育や健康教育が、各小中学校でどの程度行われているのかその実施状況を見ていくことも必要だと考えます。そのためにも、小学校から中学校までの一貫した食育推進計画等が策定されることを望みます。また、コロナ感染症対策から学んだことはなんだったのか具体的に示しながら各学校の健康教育推進計画が策定されることも期待します。

2 豊かな心を育てる教育の推進

(1) 道徳性を養う心の教育の充実

<施策4> 「道徳教育の充実」について

施策4では、表4の内容に取り組みられました。

表4：「道徳教育の充実」に向けた具体的な取組

- 体験活動と関連させた道徳科の指導
- 道徳授業の保護者への公開
- 道徳授業に関する校内研修の実施

これらの「道徳教育の充実」の取組について、以下の指標から点検結果が示されましたが、

そのことについて意見を申し上げます。

指 標	指標の概要	R4 年度	R5 年度結果
郷土を愛する意識	全国学力・学習状況調査において「地域や社会をよりよくするために何をすべきか考えることがある」と回答している児童生徒の割合	小：50.9% 中：29.2%	小：76.1% 中：57.2%
自尊感情を有する割合	全国学力・学習状況調査において「自分には良いところがある」と回答した児童生徒の割合	小：77.9% 中：78.7%	小：85.7% 中：80.7%

<意見>

志免町教育委員会では、道徳教育の充実を郷土を愛する児童生徒の意識、自尊感情を有する児童生徒の割合で評価しています。この表を見る限りでは、いずれも令和5年度の割合が上昇しています。ただ、郷土を愛する意識については、地域の人やもの、ことと直接触れ合う体験を通して培われます。また、自尊感情については、学級や学校生活において一人一人に明確な役割があり、その役割を一人一人が責任を持って果たし、そのことに対して他者から評価されることによって高まっていくと言われます。自尊感情は、自己評価によって得られますが、日本人には、他者評価によって得られる自己有用感に裏付けられた自尊感情が適していると言われます。今後は、取組の方向性にも書いておられるように、特別活動などの人と関わる活動を通して道徳教育の推進の具体化を図られることを希望します。

(2) きめ細かな生徒指導の充実

<施策5>いじめ・不登校等への対応について

施策5では、表5の内容に取り組みられました。

表5：いじめ・不登校等への対応に向けた具体的な取組

○ いじめ問題対策連絡協議会、いじめ問題専門委員会の設置
○ 小中学校合同の生徒指導委員会の実施
○ 小中学校で一貫した非行防止や規範意識の醸成に関する指導の充実
○ スクールソーシャルワーカー（SSW）の配置
○ 小中学校の校内生徒指導委員会等へのスクールソーシャルワーカー等の派遣
○ 学校生活に関するアンケートの実施
○ 不登校対応支援員（学級補助員）の配置
○ 町適応指導教室「ぐんぐん」の設置

これらの「いじめ・不登校等への対応」の取組について、以下の指標から点検結果が示されましたが、そのことについて意見を申し上げます。

指 標	指標の概要	R4 年度	R5 年度結果
いじめの解消率	いじめの認知件数のうち解消した件数の割合	80.0%	83.6%↑
不登校割合	不登校児童生徒の割合	小：2.8% 中：6.9%	小：2.9%（増） 中：8.0%（増）
不登校復帰率	不登校から継続して登校できるようになった児童生徒の割合	小：50.6% 中：62.7%	小：55.3%↑ 中：66.7%↑

<意見>

志免町教育委員会では、いじめ・不登校等への対応を「いじめの解消率」「不登校割合」「不登校復帰率」で評価しています。いじめの解消率は、令和5年度に向上しています。不登校の割合は、令和5年度に増加しています。不登校復帰率は、令和5年度に向上しています。これらの結果だけで、いじめ・不登校等への対応を評価するには、もう少し、評価する材料が欲しいところです。数値による評価だけでなく、委員会等の実施回数やS S Wの配置状況、不登校対応支援員の配置状況なども加味して総合的に評価されてもいいのではないのでしょうか。いじめ問題は、児童生徒に「公共化」（皆の問題にすること）させることも大切だと言われます。事案によっては、どこに問題があるのか、なぜいけないのか、どのようにすればいいのかなどについて話し合わせることも重要だと考えます。また、不登校については、その原因が児童生徒にあるという見方をすることが多く、教師の学級経営や学習指導の在り方に問題はないのかという視点からの見直しも必要になります。

（3）体験活動の推進

<施策6>環境や福祉等に関する教育の充実について

施策6では、表6の内容に取り組みられました。

表6：環境や福祉等に関する教育の充実に向けた具体的な取組

○ 環境問題に関する教育の推進
○ 福祉に関する教育の推進

これらの「環境や福祉等に関する教育の充実」の取組について、以下の指標から点検結果が示されましたが、そのことについて意見を申し上げます。

指 標	指標の概要	R4 年度	R5 年度結果
環境問題や福祉に関する教育の実施学校数	総合的な学習の時間等における、環境問題や福祉に関する学習の実施学校数	6校	6校

<意見>

志免町教育委員会では、環境や福祉等に関する教育の充実を「環境問題や福祉に関する教育の実施学校数」で評価しています。その結果、全ての学校で取り組まれていることが分かります。ただ、総合的な学習の時間は、児童生徒一人一人が課題を設定し、課題を解決する

ための情報を収集、分析し、その結果を整理し、まとめ、表現するという個の探求的な活動であるということが基本ですので、総合的な学習の時間だけではなく、学校行事や各教科等の学習においても行われます。今後は、各学校でどのような体験活動が行われたのか、その結果どのような児童生徒が育ったのかを表記するような評価を検討されてはでしょうか。

(4) 読書活動の推進

<施策7>子どもの読書活動の充実について

施策7では、表7の内容に取り組みられました。

表7：子どもの読書活動の充実に向けた具体的な取組

○ 子どもの読書活動の推進			
「子どもの読書活動の充実」の取組について、以下の指標から点検結果が示されましたが、そのことについて意見を申し上げます。			
指標	指標の概要	R4年度	R5年度結果
読書習慣のある割合	全国学力・学習状況調査において「1日30分以上読書する」と回答した児童生徒の割合	小：36.6% 中：28.1%	小：29.1%\ 中：25.5%\

志免町教育委員会では、子どもの読書活動の充実を「読書習慣のある割合」で評価しています。その結果、令和5年度は、令和4年度を下回るという結果でした。この結果だけから、子どもの読書活動の推進は、図られなかったと評価することは難しいと考えます。「図書館を使った 調べる学習コンクール」などを実施することによって、子どもたちを図書館にある本に興味関心を持たせる効果的なツールだと考えます。また、各学校の図書委員会などの活動を通して学校の図書室にある本に親しませる活動も考えられますので、子どもたちの読書活動を活性化する取組の工夫も今後検討されてはでしょうか。

3 学校・家庭・地域の連携・協働の推進

(1) 地域とともにある学校づくりの推進

<施策8>学校・家庭・地域の連携・協働体制の整備について

施策8では、表8の内容に取り組みられました。

表8：学校・家庭・地域の連携・協働体制の整備に向けた具体的な取組

○ コミュニティ・スクールと地域学校協働活動事業の一体的推進
○ 学校評価等の公表
○ 「土曜授業」の実施
○ 「教育について考える月」の周知

「学校・家庭・地域の連携・協働体制の整備」の取組について、以下の指標から点検結果

が示されましたが、そのことについて意見を申し上げます。

指 標	指標の概要	R4 年度	R5 年度結果
地域と協働の活動を行った学校数	コミュニティ・スクールなどの仕組みを生かして、保護者や地域の人との協働による活動を「よく行った」と回答した学校数	4校	4校

<意見>

志免町教育委員会では、「地域と協働の活動を行った学校数」で、学校・家庭・地域の連携・協働体制の整備について評価しています。その結果、令和5年度も令和4年度と同じ4校という結果ですが、これをどのように評価するのかを明確に示されると町民の方もわかりやすいと考えます。さらには、4校でどのような活動が行われたのか具体的に説明されることも必要だと思います。そのことが、よく行ったと回答していない学校2校の参考になると考えます。

4 社会にはばたく力を育成する教育の推進

(1) 個性や能力を伸ばす教育の推進

<施策10>一人一人のニーズに応じた特別支援教育の充実について

施策10では、表9の内容に取り組みられました。

表9：一人一人のニーズに応じた特別支援教育の充実に向けた具体的な取組

○ 個別の指導計画や教育支援計画の作成
○ 「ふくおか就学サポートノート」の活用の促進
○ 特別支援教育体制の整備
○ 教職員の専門性の向上
○ 特別支援学級対応支援員（学級補助員）及び特別支援教育相談員の配置
○ 教育環境の整備

「一人一人のニーズに応じた特別支援教育の充実」の取組について、以下の指標から点検結果が示されましたが、そのことについて意見を申し上げます。

指 標	指標の概要	R4 年度	R5 年度結果
特別支援教育の個別計画作成率	個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成している割合	100%	100%
ふくおか就学サポートノート活用率	特別な支援を要する子どもの小中の引継ぎにおける「ふくおか就学サポートノート」の活用率	74.9%	66.7%↘

志免町教育委員会では、「特別支援教育の個別計画作成率」「ふくおか就学サポートノート活用率」を指標に点検されておられます。その結果、個別の教育支援計画や指導計画は作成率が100%で全ての特別支援学級で作成されています。また、「ふくおか就学サポートノ

ト」の活用率は令和4年度より減少しています。このことをどのように評価されるのか、具体的に示されるといいと思います。

(2) キャリア教育の推進

<施策11>キャリア教育・職場体験の推進について

施策11では、表10の内容に取り組みました。

表10：キャリア教育・職場体験の推進に向けた具体的な取組

○ 発達段階に応じた計画的、継続的、組織的なキャリア教育の推進			
「キャリア教育・職場体験の推進」の取組について、以下の指標から点検結果が示されましたが、そのことについて意見を申し上げます。			
指標	指標の概要	R4年度	R5年度結果
将来の夢や目標を持っている割合	全国学力・学習状況調査において「将来の夢や目標を持っている」と回答した児童生徒の割合	小：78.3% 中：58.9%	小：80.3% 中：69.9%

<意見>

志免町教育委員会では、「将来の夢や目標を持っている割合」から評価しています。その結果小中学校とも令和5年度の割合が上昇しています。これは、発達段階に応じた計画的、継続的、組織的なキャリア教育の推進が図られた結果でしょうか。そのことを示すためにも、数値だけでなく、具体的な教育内容を示されることも今後検討されてはどうでしょうか。キャリア教育は、学校や職業選択に終始するのではなく、将来の生き方に関する課題について学ぶ教育です。特別活動の学級活動(3)を要にしたキャリア教育が各学校で推進され小学校1年生から中学校3年生まで、系統的にキャリア教育を学ぶ指導計画を作成、実施して、社会的・職業的自立に必要な基礎的・汎用的な能力を育成されることを期待します。

(3) 国際的視野を持つ人材の育成

<施策12>英語力の向上について

施策12では、表11の内容に取り組みました。

表11：英語力の向上に向けた具体的な取組

○ 国際化に対応する国際理解教育や外国語教育の充実
○ 小学校の英語教育の推進
○ 中学校の英語教育の推進

「英語力の向上」の取組について、以下の指標から点検結果が示されましたが、そのことについて意見を申し上げます。

指 標	指標の概要	R4 年度	R5 年度結果
生徒の英語力	CEFR A1レベル相当以上の資格又は相当する力を有する中学校生徒の割合	61.3%	54.8%↘

志免町教育委員会は、中学校3年生の英語検定3級程度以上の資格または相当する力を有する中学生の割合を指標に点検されました。その結果、令和4年度を下回っています。このことから、児童生徒の英語力が低下したと評価するのは性急すぎると考えます。現に、英検3級以上の受験料を町が補助したり教職員の研修を充実したりALTを活用したりしています。これらの取組がしっかり評価され、町民にも説明できるように多面的な評価の工夫を期待します。

5 安全で快適な教育環境の整備推進

(1) GIGAスクール構想の実現

<施策13>学校ICT環境の整備・情報活用能力の育成について

施策13では、表12の内容に取り組みられました。

表12：学校ICT環境の整備・情報活用能力の育成に向けた具体的な取組

- 1人1台コンピュータの整備
- ICTを活用した学習活動の充実
- 情報リテラシー及び情報モラル教育の充実

「学校ICT環境の整備・情報活用能力の育成」の取組について、以下の指標から点検結果が示されましたが、そのことについて意見を申し上げます。

指 標	指標の概要	R4 年度	R5 年度結果
ICTの授業での活用学校数	ICT機器を活用した授業をほぼ毎日行ったと回答した学校数	6校	6校
教職員のICT活用指導力	授業にICTを活用して指導することができる教職員の割合	96.0%	95.0%↘

<意見>

志免町教育委員会は「ICTの授業での活用学校数」「教職員のICT活用指導力」を指標に点検されておられます。その結果、全ての学校でICTを活用した授業が行われています。教職員のICT活用指導力は令和4年度よりもわずかに減少しています。このことから、学校ICT環境の整備や情報活用能力は育成されたのかを明確に示されるといいと思います。今後は、ICTを効果的に活用するスキルに加えて、コンピュータを世の中のためによりよく活用する自覚と責任をもった大人の育成につながる教育の充実も視野に入れた取組も検討されてはいかがでしょうか。

(2) 児童生徒の安全確保

<施策14>管理体制の整備

施策14では、表13の内容に取り組みました。

表13：管理体制の整備に向けた具体的な取組

- 通学路の安全確保
- 児童生徒の安全に関する情報の配信
- 危機管理体制の整備と危機管理意識の高揚
- 災害を想定した避難訓練の実施

「管理体制の整備」の取組について、以下の指標から点検結果が示されましたが、そのことについて意見を申し上げます。

指標	指標の概要	R4年度	R5年度結果
職員研修実施 学校数	危機管理マニュアルに基づく職員研修の 実施学校数	6校	6校
避難訓練実施 学校数	年2回の避難訓練（火災・地震）の実 施学校数	6校	6校

<意見>

志免町教育委員会は、「危機管理マニュアルに基づく職員研修実施校数」「年2回の避難訓練実施校数」を指標に点検されました。その結果、全ての学校で実施することができています。この結果は、管理体制を整備する取組が充実したからでしょうか。今後は、地域と共に避難訓練を行うなど学校運営協議会とも連携した取組に拡充していかれることを期待します。

(3) 学校施設の整備・充実

<施策15>学校施設設備の整備・充実

施策15では、表14の内容に取り組みました。

表14：学校施設設備の整備・充実に向けた具体的な取組

- 小中学校施設の長寿命化

この取組についての指標は、令和5年度以降に作成するので、評価は行われていません。劣化が進んでいる部位等の対応を行っておられます。

(4) 教職員の指導力・学校組織力の向上

<施策16>職員の指導力量を高める研修の充実・働き方改革の推進

施策16では、表15の内容に取り組みました。

表15：職員の指導力量を高める研修の充実・働き方改革の推進に向けた具体的な取組

- 教職員の指導力量を高める研修の充実
- 教職員の働き方改革の推進

「職員の指導力量を高める研修の充実・働き方改革の推進」の取組について、以下の指標から点検結果が示されましたが、そのことについて意見を申し上げます。

指標	指標の概要	R4年度	R5年度結果
教員研修会への積極的参加学校数	教職員が、校外の教科教育に関する研究会等によく参加していると回答した学校数	3校	2校
教職員の超過勤務の縮減割合	時間外勤務の上限目安、月45時間以下の教職員の割合	55.8%	82.7%

志免町教育委員会は、「校外の研究会等によく参加していると回答した学校数」「時間外勤務が月45時間以下の教職員の割合」を指標に点検されておられます。その結果、校外研修への参加は、令和4年度より減少しています。また、超過勤務の縮減割合は、令和4年度をはるかに上回っています。子どもたちの教育を担う教師の力量が高まれば児童生徒の資質、能力も向上します。教師には、学び続けることが求められています。そのことは、勤務時間との関係で考えていかなければなりません。そのためには、管理職のリーダーシップが求められるところです。教師が余裕を持って学び続ける環境づくりを今後、一層目指していった欲しいと考えます。

社会教育主要施策

3 学校・家庭・地域の連携・協働の推進

(2) 青少年の健全育成

<施策9> 社会教育活動の推進体制の整備について

施策9では、表16の内容に取り組みました。

表16：社会教育活動の推進体制の整備に向けた具体的な取組

○ 社会教育活動の推進体制の整備

「社会教育活動の推進体制の整備」に関する取組について、以下の指標、参考指標から点検結果が示されましたが、そのことについて意見を申し上げます。

指標	指標の概要	R4年度	R5年度結果
地域社会と関わることができる割合	自分の周りにあいさつや相談等ができる大人がいると考えた子どもの割合	77%	81%↗

(参考指標)

指標	指標の概要	R4年度	R5年度結果
青少年育成団体の活動件数	子ども会育成会連絡協議会、PTA連絡協議会、青少年問題協議会・青少年指導委員の活動件数	43件	39件

<意見>

志免町教育委員会は、「自分の周りにあいさつや相談等ができる大人がいると答えた子どもの割合」を指標に点検されておられます。その結果、令和4年度の割合を上回っています。これは、参考指標に示されたように青少年育成団体の活動に関係があるのでしょうか。このように、参考指標などがあると多面的に考えられるようになります。今後は、こどもまんなか社会の実現のためにも、子どもたちの意見を聞いてくれる地域社会の大人たちを増やす取組も検討されるといいのではないのでしょうか。

6 地域活動の支援

(1) 社会教育活動の支援

<施策17>社会教育活動・住民活動の推進について

施策17では、表17の内容に取り組みました。

表17：社会教育活動・住民活動の推進に向けた具体的な取組

- 公民館の活用促進
- 公民館役員研修の実施

「社会教育活動・住民活動の推進」に関する取組について、以下の指標と参考指標から点検結果が示されましたが、そのことについて意見を申し上げます。

指標	指標の概要	R4年度	R5年度結果
公民館役員研修参加数	町公民館役員研修への参加者数	124人	148人

(参考指標)

指標	指標の概要	R4年度	R5年度結果
公民館の活動件数	全公民館でおこなわれている活動件数	363件	769件

<意見>

志免町教育委員会は、「公民館役員研修への参加者数」を指標に点検されておられます。その結果、令和5年度は24人増加しています。これは、参考資料にあるように各公民館の活動件数が大幅に向上したと関係があるのではないのでしょうか。

7 スポーツ・文化活動の推進

(1) スポーツ活動の推進

<施策18>ライフステージに応じたスポーツの支援について

施策18では、表18の内容に取り組みました。

表18：ライフステージに応じたスポーツの支援に向けた具体的な取組

- 「する」「みる」「ささえる」の多様な形での「スポーツ参画人口」の拡大
- スポーツ施設の計画的な整備

「ライフステージに応じたスポーツの支援」に関する取組について、以下の指標から点検結果が示されましたが、そのことについて意見を申し上げます。

指標	指標の概要	R4年度	R5年度結果
スポーツ施設の利用率	町内のスポーツ施設を利用したことがある人の割合	15%	18%↗
スポーツ施設の満足度	町内のスポーツ施設に対する満足度	75%	82%↗

志免町教育委員会は、「スポーツ施設の利用率」「スポーツ施設満足度」を指標に点検されておられます。その結果、どちらの指標も令和4年度を上回っています。コロナ禍から少しずつ日常が戻りつつあるということでしょうか。効果を挙げた具体的な取組が示されると町民にも分かりやすくなると思います。

(2) 文化活動の推進

<施策19>生涯学習・文化活動の活性化について

施策19では、表19の内容に取り組みられました。

表19：生涯学習・文化活動の活性化に向けた具体的な取組

- 文化祭等の発表の場の創造
- 生涯学習に関する情報提供
- 生涯学習施設等の計画的な整備

「生涯学習・文化活動の活性化」に関する取組について、以下の指標から点検結果が示されましたが、そのことについて意見を申し上げます。

指標	指標の概要	R4年度	R5年度結果
文化施設の利用率	町内の文化施設を利用したことがある人の割合	27%	32%↗
文化施設の満足度	町内の文化施設に対する満足度	83%	80%↘

志免町教育委員会は、「文化施設の利用率」「文化施設の満足度」を指標に点検されておられます。その結果、利用率は令和4年度を上回り、満足度は下回るという結果でした。このことから、コロナ禍で取組の難しさはありましたが、着実に歩みを進めてこられたことが分かります。

8 ふるさと意識の向上

(1) 郷土愛を育む町民の育成

<施策20>文化財の保存・活用について

施策20では、表20の内容に取り組まれました。

表20：文化財の保存・活用に向けた具体的な取組

- 竪坑櫓の保存・活用
- 本町の歴史や伝統文化の継承

「文化財の保存・活用」に関する取組について、以下の指標から点検結果が示されましたが、そのことについて意見を申し上げます。

指標	指標の概要	R4年度	R5年度結果
町文化財・伝統文化の認知度	町の文化財や伝統文化を知っている町民の割合	67%	68%

<意見>

志免町教育委員会は、「町文化財・伝統文化の認知度」を指標に点検されておられます。その結果、認知度はわずかですが、令和4年度を上回るという結果でした。文化財の保存・活用に向けた取組が少しずつ成果を上げてきているのではないかと考えます。

9 人権教育・人権啓発の推進

(1) 心豊かな人間性の育成

<施策21>人権教育・人権啓発の推進について

施策21では、表21の内容に取り組まれました。

表21：人権教育・人権啓発の推進に向けた具体的な取組

- 人権・同和教育推進協議会の充実
- 人権相談事業等の実施
- 人権週間・同和問題啓発強調月間の充実
- 人権教育実践研修会の実施と副読本の活用
- 志免町子どもの権利条約に基づく教育の充実

「人権教育・人権啓発の推進」に関する取組について、以下の指標から点検結果が示されましたが、そのことについて意見を申し上げます。

指標	指標の概要	R4年度	R5年度結果
町民の人権意識	人権尊重について正しく理解している町民の割合	63%	65%↗
人権擁護の現状認識	人権が守られていると感じている町民の割合	84%	85%↗
児童生徒の助け合いの意識	全国学力・学習状況調査において「人が困っているときは、進んで助けている」と回答している児童生徒の割合	小：93.0% 中：89.7%	小：94.2%↗ 中：88.8%↘

<意見>

志免町教育委員会は、「町民の人権意識」「人権擁護の現状認識」「児童生徒の助け合いの意識」を指標に点検されておられます。その結果、人権意識や人権擁護意識は令和4年度をわずかですが上回っています。取組の効果が見られるのではないのでしょうか。また、児童生徒の助け合いの意識については、中学校でやや下降していますが、小中とも高い割合を示しています。令和6年3月に改訂された「人権教育を取り巻く諸情勢について～人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕策定以降の補足資料」には、「人権教育の重要性」「指導方法の多様化」「実践的な教材の提供」「教員の研修強化」「地域との連携」が示されています。これらを参考に、これからの時代に生きる子どもたちに相応しい人権教育を実施していかれることを望みます。

以上、令和6年度の志免町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行について意見を述べさせていただきました。志免町の児童生徒の健全育成を目指して積極的に取組を進められたことがよく分かりました。

今後、志免町の教育施策を点検評価される時、検討していただきたいことは、各取組の評価を明確に示されてはいかがかということです。具体的には、各項目の取組が、「A とても良い」「B 良い」「C あまりできていない」「D できていない」なのかをまず示されるような表記を工夫されてはどうでしょうか。それから、その結果になった指標やエピソードなどを示されてはどうでしょうか。そうすることで、町民には今以上の分かりやすい点検評価になると考えます。

今後の志免町の教育行政の一層の充実を祈念いたします。